

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2022年11月29日提出
【計算期間】	第33特定期間 (自 2022年3月8日 至 2022年9月6日)
【ファンド名】	世界6資産均等分散ファンド(毎月分配型)
【発行者名】	大和アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 小松 幹太
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	西脇 保宏
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
【電話番号】	03-5555-3431
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

## 第一部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。  
一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

#### 商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
単位型投信	国内	株式
追加型投信	海外	債券
	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (含む日本)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ( )
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
不動産投信		オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 資産配分固定型 (株式、債券、不動産投信)))	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合 ( )	その他 ( )	アフリカ		
資産配分固定型		中近東 (中東)		
資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象地域	国内	目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信(リート)	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信(リート)以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
独立区分	MMF(マネー・マネージメント・ファンド)	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRF
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

(注2) 属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。)に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信	目論見書等において、主として不動産投信(リート)に投資する旨の記載があるもの	
	その他資産	目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信(リート)以外に投資する旨の記載があるもの	
	資産複合	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの	
	資産複合 資産配 分固定型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの	
	資産複合 資産配 分変更型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの	
決算頻度	年1回	目論見書等において、年1回決算する旨の記載があるもの	
	年2回	目論見書等において、年2回決算する旨の記載があるもの	
	年4回	目論見書等において、年4回決算する旨の記載があるもの	
	年6回(隔月)	目論見書等において、年6回決算する旨の記載があるもの	
	年12回(毎月)	目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの	
	日々	目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの	
	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの	

投資対象地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東(中東)	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファンド	目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象インデックス	日経225	目論見書等において、日経225に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの
	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

#### < 信託金の限度額 >

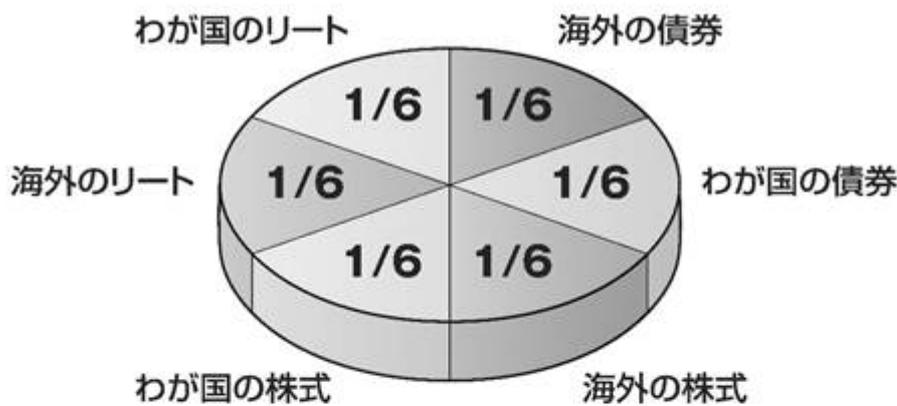
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

#### < ファンドの特色 >

# 1

内外の債券、株式およびリートに投資します。

- 各資産の組入比率については、下記の標準組入比率を目処とします。

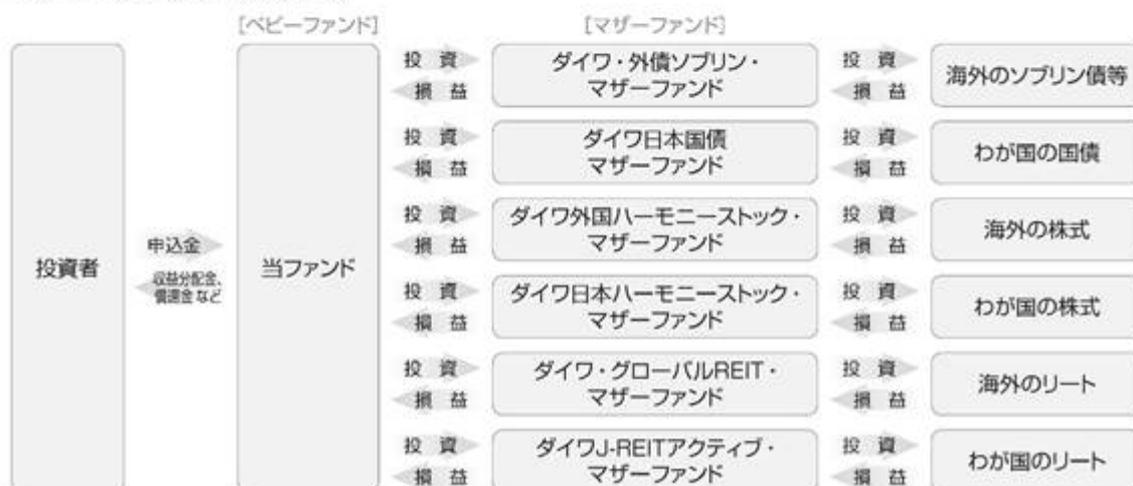


※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。  
 ※市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。

#### ファンドの仕組み

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



## 2

## 海外の債券への投資にあたっては、ソブリン債等に投資します。

※「ソブリン債等」とは、国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債などをいいます。

- ドル通貨圏（米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等）、欧州通貨圏（ユーロ、ポンド、北欧通貨および東欧通貨等）の2つの通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします。
- ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします。

## ポートフォリオのイメージ

ドル通貨圏：50%程度 欧州通貨圏：50%程度



※北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

※東欧通貨：ハンガリー・フォリント、ポーランド・ズロチ、チェコ・コルナ等

※欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。

(注) 上記はイメージであり、実際の投資割合が上記のとおりとなるとは限りません。

- 国債の格付けは、取得時においてA格相当以上<sup>\*1</sup>、国債以外の格付けは、取得時においてAA格相当以上<sup>\*2</sup>とすることを基本とします。

## 債券の格付けについて

信用度	ムーディーズの場合	S&Pの場合
高い	Aaa	AAA
	Aa { Aa1, Aa2, Aa3 }	AA { AA+, AA-, }
	A { A1, A2, A3 }	A { A+, A-, }
	Baa	BBB
	Ba	BB
	B	B
	Caa	CCC
	Ca	CC
低い	C	C
		D

債券の格付けとは、償還時までの債券の元本、利息の支払いの確実性に関する将来の見通しを示すもので、ムーディーズ (Moody's) やS&Pグローバル・レーティング (S&P) といった格付会社が各債券の格付けを行なっています。付与された格付けは、随時見直しが行なわれ、発行体の財務状況の変化などによって格上げや格下げが行なわれることがあります。

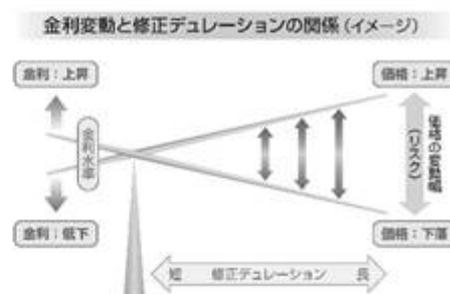
※1 ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上

※2 ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上

- ポートフォリオの修正デュレーションは5(年)程度から10(年)程度の範囲を基本とします。

## 修正デュレーションについて

- 修正デュレーションとは、「金利が変動したときに債券価格がどのくらい変化するか」を示す指標です。
- 修正デュレーションが長いほど、金利が変動したときの債券価格の変動(ブレ幅)が大きくなります。



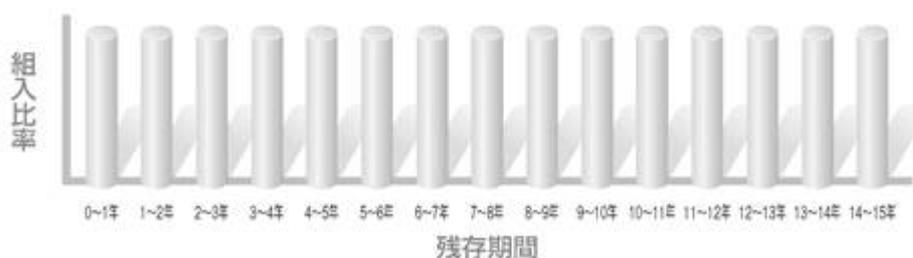
- 金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。

## 3

わが国の債券への投資にあたっては、国債に投資します。

- 残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。
- 原則として、最長15年程度までの国債を、各残存期間ごとの投資金額がほぼ同程度となるように組入れます。

### 残存期間ごとの組入イメージ



※上記はイメージであり、実際の組入比率とは異なります。

- ダイワ日本国債マザーファンドにおいて、国債の組入れは原則として高位を保ちます。
- 運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、債券の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、ダイワ日本国債マザーファンドの信託財産の純資産総額を超えることがあります。

## 4 内外の株式への投資にあたっては、中長期的に企業価値の向上が期待される銘柄に投資します。

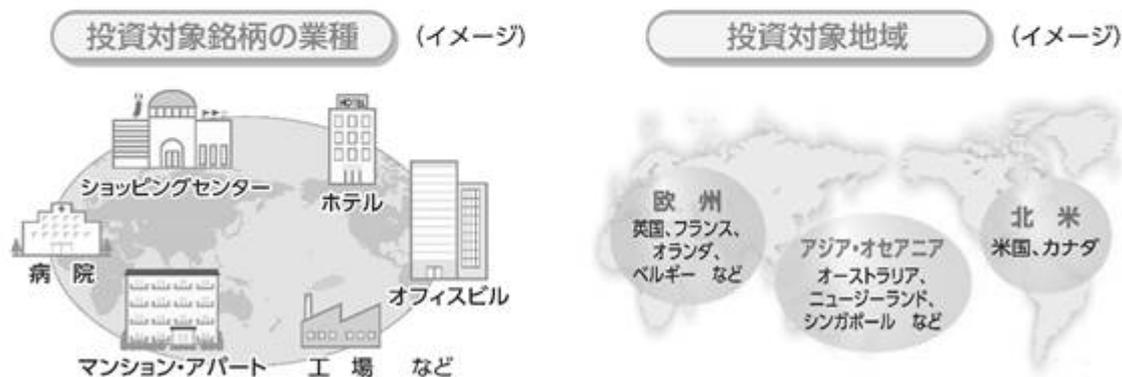
- ポートフォリオの構築にあたっては、以下の方針で行なうことを基本とします。

- イ. 持続可能なより良い社会への企業の取組みに着目し、中長期的に企業価値の向上が期待される銘柄を選定します（外部調査機関による企業の社会的責任に関する調査等を参考にします。）。
- ロ. 株価水準、流動性、分散等を考慮し、ポートフォリオを構築します。

## 5 内外のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の投資価値を分析して、配当利回り、期待される成長性、割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

- 海外のリートへの投資にあたっては、組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。
- 海外のリートの運用は、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクが行いません。

ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドにおける外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。



※上記はイメージであり、実際に投資するとは限りません。

### 〈コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクについて〉

- ・米国最初のリート専門の運用会社として1986年7月に設立。
- ・リート運用では最大級の資産規模。
- ・ワールドワイドなリサーチ力と運用力を有する。
- ・優先リートを含むハイブリッド証券などのインカム資産に加え、インフラ株といった実物資産クラスの運用を展開。
- ・所在地：アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク

- わが国のリートへの投資にあたっては、個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。

### 投資対象銘柄の業種 (イメージ)



※上記はイメージであり、実際に投資するとは限りません。

・保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

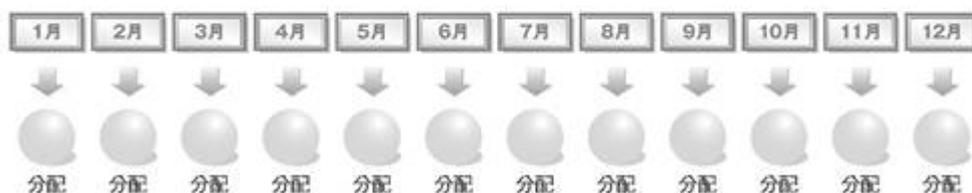
・大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.～5.の運用が行なわれないことがあります。

## 6 毎月6日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

### 〈分配方針〉

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざして分配金額を決定します。ただし、基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価益を含みます。）等を中心に6月と12月の計算期末に分配する場合があります。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

### 収益分配のイメージ



- ・上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。
- ・分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ・ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

## 【収益分配金に関する留意事項】

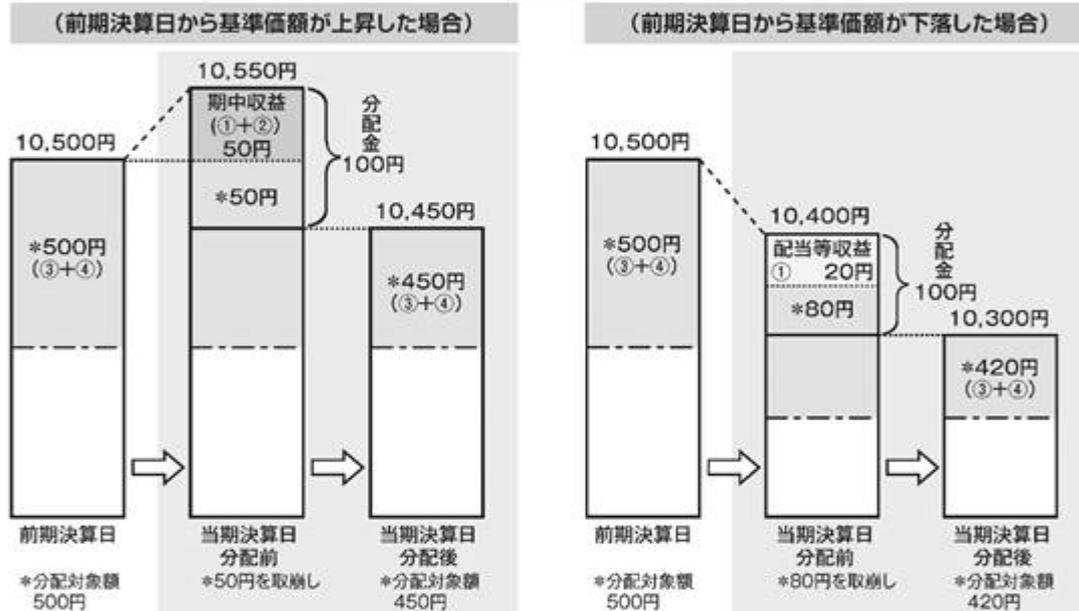
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

（計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合）



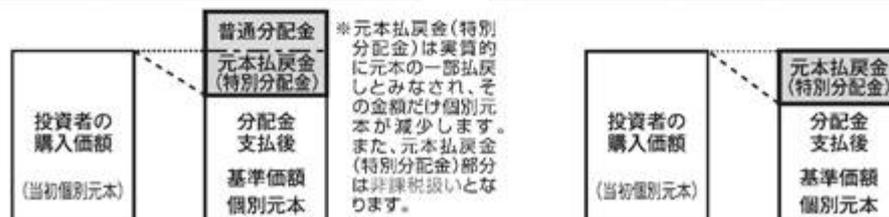
（注）分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

（分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合）

（分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合）



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 … 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

## (2) 【ファンドの沿革】

2006年6月28日

信託契約締結、当初設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

<p>受益者</p>	<p>お申込者</p>	
<p>収益分配金（注1）、償還金など お申込金（ 5）</p>		
<p>お取扱窓口</p>	<p>販売会社</p>	<p>受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（ 1）に基づき、次の業務を行ないません。</p> <p>受益権の募集の取扱い 一部解約請求に関する事務 収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など</p>
<p>1 収益分配金、償還金など お申込金（ 5）</p>		
<p>委託会社</p>	<p>大和アセットマネジメント株式会社</p>	<p>当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（ 2）の委託者であり、次の業務を行ないません。</p> <p>受益権の募集・発行 信託財産の運用指図 信託財産の計算 運用報告書の作成 など</p>
<p>運用指図 2 損益 信託金（ 5）</p>		
<p>受託会社</p>	<p>三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行</p>	<p>信託契約（ 2）の受託者であり、次の業務を行ないません。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。</p> <p>委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など</p>
<p>損益 投資</p>		
<p>投資対象</p>	<p>内外の公社債、不動産投資信託証券および株式 など</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファミリーファンド方式で運用を行ないません。</li> <li>・なお、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」における外貨建資産の運用にあたっては、投資顧問会社（コーヘン&amp;スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク）（注2）に運用の指図にかかる権限を委託します。</li> </ul>	

（注1）「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

（注2）投資顧問会社は、委託会社との間の運用委託契約（ 3）に基づき、委託会社から権限の委託を受けて、同マザーファンドにおける外貨建資産の運用の指図を行ないません（ 4）。

- 1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
- 2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。
- 3：運用指図権限委託の内容およびこれにかかる事務の内容、投資顧問会社が受ける報酬等が定められています。
- 4：投資顧問会社が法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。
- 5：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

#### < 委託会社の概況（2022年9月末日現在） >

・ 資本金の額 151億7,427万2,500円

#### ・ 沿革

1959年12月12日	大和証券投資信託委託株式会社として設立
1960年 2月17日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1960年 4月 1日	営業開始
1985年11月 8日	投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
1995年 5月31日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
1995年 9月14日	「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
2007年 9月30日	「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。 (金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号)
2020年 4月 1日	大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

#### ・ 大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 100.00

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

#### 主要投資対象

下記の各マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

#### 1. ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの受益証券

2. ダイワ日本国債マザーファンドの受益証券
3. ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンドの受益証券
4. ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンドの受益証券
5. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの受益証券
6. ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンドの受益証券

#### 投資態度

- イ. 主として、マザーファンドを通じて内外の公社債、株式、および不動産投資信託証券に投資を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。
- ロ. 各マザーファンドの受益証券の組入比率については、下記の標準組入比率を目処に投資を行ないません。ただし、市場規模等によっては、組入比率を変更することがあります。
- ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ダイワ日本国債マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ダイワ・グローバルREIT・マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンドの受益証券...信託財産の純資産総額の6分の1
- ハ. 保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
- ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## (2)【投資対象】

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. 約束手形
  - ハ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたマザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの
3. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

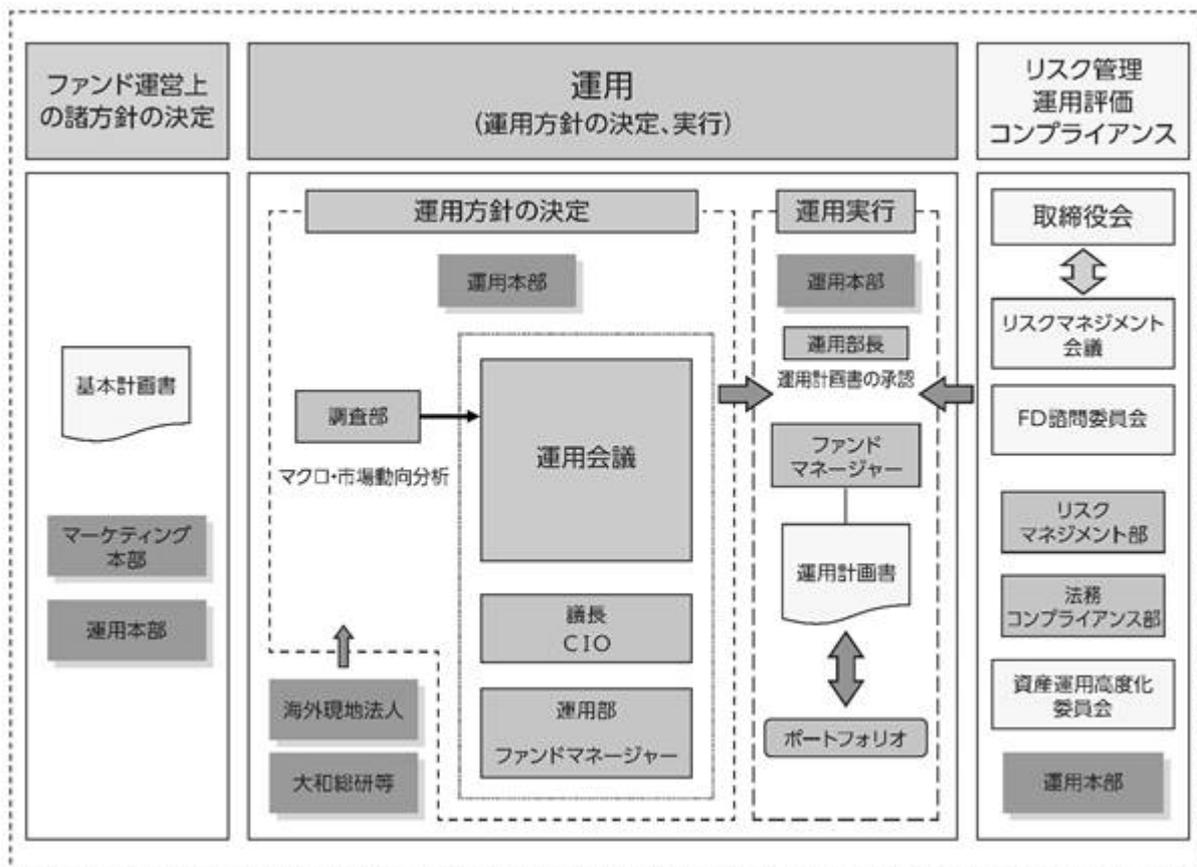
委託会社は、信託金を、前に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

### (3) 【運用体制】

#### 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



#### 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

##### イ．基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

##### ロ．基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ハ．運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

## 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

### イ．CIO（Chief Investment Officer）（2名）

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

### ロ．Deputy-CIO（0～5名程度）

CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

### ハ．インベストメント・オフィサー（0～5名程度）

CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

### ニ．運用部長（各運用部に1名）

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

### ホ．運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

### ヘ．ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

## リスクマネジメント会議、FD諮問委員会および資産運用高度化委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は45～55名程度です。

### イ．リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

### ロ．FD諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

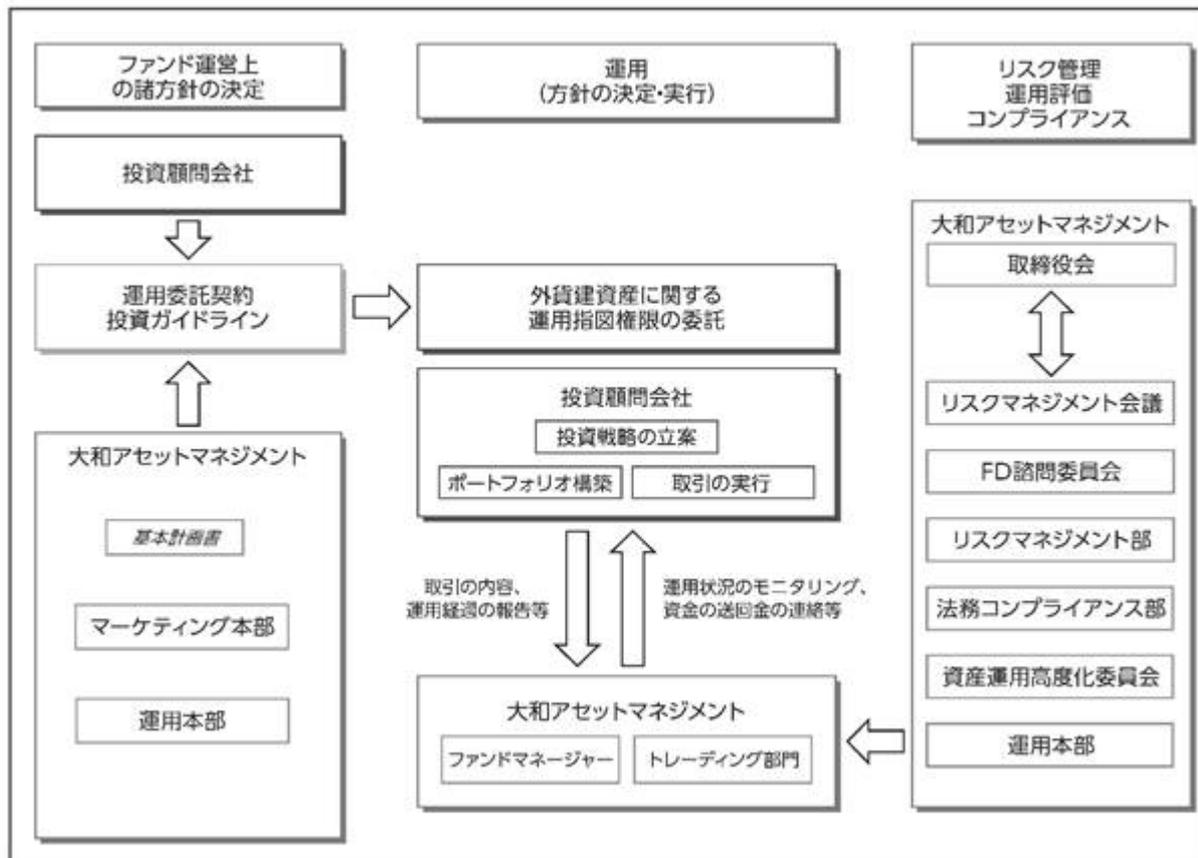
### ハ．資産運用高度化委員会

資産運用高度化への取組みについて報告・検討し、必要事項を審議・決定します。

## 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

海外リートにかかる運用体制について（マザーファンドにかかるものを含みます。）



#### イ．ファンド運営上の諸方針の決定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。なお、マザーファンドでは、投資顧問会社に外貨建資産の運用の指図にかかる権限を委託します。このため、当該投資顧問会社と委託会社の間で締結する運用委託契約に基づく投資ガイドラインに、このファンド運営上の諸方針が反映されます。

#### ロ．運用の実行

投資顧問会社は、投資ガイドラインに基づき、投資戦略の立案、ポートフォリオ構築を行ない、取引を実行します。

#### ハ．モニタリング

委託会社は、投資顧問会社との間で取引の内容、運用経過の報告等を受け、資金動向等について必要な連絡を取るとともに、運用の状況、投資ガイドラインの遵守状況等をモニタリングします。

また、定期的なアンケートの実施およびコンプライアンスレポートの徴求により、運用体制、管理体制、コンプライアンス体制等についての報告を受けています。さらに、現地訪問による調査も行なっています。

#### ニ．リスクマネジメント会議、FD諮問委員会および資産運用高度化委員会 (前 に同じ。)

上記の運用体制は2022年9月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。

原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざして分配金額を決定します。ただし、基準価額の水準等によっては、今後の安定分配を継続するための分配原資の水準を考慮して売買益（評価

益を含みます。)等を中心に6月と12月の計算期末に分配する場合があります。また、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。なお、第1、第2および第3計算期末には、収益の分配は行ないません。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

#### (5)【投資制限】

株式(信託約款)

株式への直接投資は、行ないません。

外貨建資産(信託約款)

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引(信託約款)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

信用リスク集中回避(信託約款)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしがたい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

資金の借入れ(信託約款)

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参考> マザーファンドの概要

## 1. ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

### (1) 投資方針

#### 主要投資対象

内外の公社債等を主要投資対象とします。

#### 投資態度

イ．主として海外のソブリン債等（国債、政府機関債、中央政府により発行・保証された債券、国際機関債など）に投資することにより、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。

ロ．海外のソブリン債等への投資にあたっては、以下のような点に留意しながら運用を行なうことを基本とします。

a．米ドル、カナダ・ドルおよびオーストラリア・ドル等をドル通貨圏、ユーロ、ポンド、北欧通貨および東欧通貨等を欧州通貨圏とし、2通貨圏への投資割合をそれぞれ信託財産の純資産総額の50%程度ずつとすることを基本とします。

北欧通貨：スウェーデン・クローネ、デンマーク・クローネ、ノルウェー・クローネ

東欧通貨：ハンガリー・フォリント、ポーランド・ズロチ、チェコ・コルナ等

b．ドル通貨圏内では米ドルへの投資割合を50%程度、欧州通貨圏内ではユーロへの投資割合を50%程度とすることを基本とします（ただし、欧州通貨圏の投資対象通貨がユーロに統合される場合は、統合される通貨で実際に投資されている比率をユーロで実際に投資されている比率に加算した比率に基づいて、配分比率を見直します。）。

c．国債については、取得時においてA格相当以上（ムーディーズでA3以上またはS&PでA-以上）とすることを基本とします。国債を除く投資対象の格付けは、取得時においてAA格相当以上（ムーディーズでAa3以上またはS&PでAA-以上）とすることを基本とします。

d．ポートフォリオの修正デュレーションは5（年）程度から10（年）程度の範囲を基本とします。

e．金利リスク調整のため、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建ての国債先物取引等を利用することがあります。

ハ．為替については、ドル通貨圏と欧州通貨圏の通貨建資産の投資比率合計を、信託財産の純資産総額の100%に近づけることを基本とします。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### (2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限り、）

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

## イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使、社債権者割当または株主割当により取得した外国通貨表示の株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. コマーシャル・ペーパー
8. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前7.までの証券または証書の性質を有するもの
9. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
12. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
13. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
14. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
16. 外国の者に対する権利で前15.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

### (3) 主な投資制限

株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使等により取得したものに限ります。

株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## 2. ダイワ日本国債マザーファンド

### (1) 投資方針

#### 主要投資対象

わが国の公社債を主要投資対象とします。

#### 投資態度

- イ．主としてわが国の国債に投資し、残存期間の異なる債券の利息収入を幅広く確保することをめざして運用を行ないます。
- ロ．わが国の国債への投資にあたっては、原則として、最長15年程度までの国債を、各残存期間ごとの投資金額がほぼ同程度となるように組入れます。
- ハ．国債の組入れは原則として高位を保ちます。
- ニ．運用の効率化を図るため、債券先物取引等を利用することがあります。このため、公社債の組入総額ならびに債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ホ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

### (2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.（ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定）
- 2.（ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定）

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 転換社債の転換、新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。)の行使、社債権者割当または株主割当により取得した株券または新株引受権証書

2. ~ 16. (ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

なお、前1.の証券または証書、前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前8.ならびに前12.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前9.の証券および前10.の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

### (3) 主な投資制限

(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

イ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

ロ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドの八.と同規定)

スワップ取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。

ロ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

ハ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

金利先渡取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ.(ダイワ・外債ソブリン・マザーファンドと同規定)

ニ. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。

ホ. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## 3. ダイワ外国ハーモニーストック・マザーファンド

### (1) 投資方針

主要投資対象

海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式(上場予定および登録予定を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

#### 投資態度

イ. 主として海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式の中から、中長期的に企業価値の向上が期待される銘柄に投資することにより、信託財産の成長をめざします。

ロ. ポートフォリオの構築にあたっては、以下の方針で行なうことを基本とします。

(a) 持続可能なより良い社会への企業の取組みに着目し、中長期的に企業価値の向上が期待される銘柄を選定します(外部調査機関による企業の社会的責任に関する調査等を参考にします。)

(b) 株価水準、流動性、分散等を考慮し、ポートフォリオを構築します。

ハ. 株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上とすることを基本とします。

ニ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、利金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。

ホ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

#### (2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限りません。)

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。 )に投資することを指図することができます。

1. 外国通貨表示の株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。 )の新株引受権証券を除きます。 )

6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。 )

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。 )

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。 )

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 外国通貨表示の新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。 )および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
18. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前19.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券(投資法人債券を除きます。 )を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。 )により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの

### (3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。 )および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。 )ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。 )。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額(組入有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ロ. 委託会社は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、保有外貨建資産の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- ハ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。)の時価総額の範囲内とします。
  2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。ただし、保有金利商品が外貨建てで、信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券にかかる利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
  3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- 金利先渡取引および為替先渡取引
- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ．為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 4. ダイワ日本ハーモニーストック・マザーファンド

##### (1) 投資方針

###### 主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。以下同じ。)を主要投資対象とします。

###### 投資態度

- イ．主としてわが国の金融商品取引所上場株式の中から、中長期的に企業価値の向上が期待される銘柄に投資することにより、信託財産の成長をめざします。

ロ。(ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンドと同規定)

ハ.株式の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。

二.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## (2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)、および に定めるものに限ります。)

ハ.約束手形

二.金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1.株券または新株引受権証券

2.国債証券

3.地方債証券

4.特別の法律により法人の発行する債券

5.社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。))の新株引受権証券を除きます。)

6.特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9.特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10.コマーシャル・ペーパー

11.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。 )および新株予約権証券

12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの

13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
17. 外国法人が発行する譲渡性預金証券
18. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
19. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
20. 外国の者に対する権利で前19.の有価証券の性質を有するもの

なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券(投資法人債券を除きます。 )を以下「投資信託証券」といいます。

(ダイワ外国ハーモニーストック・マザーファンドと同規定)

### (3) 主な投資制限

株式への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資は、行ないません。

先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。 )および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。 )ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。 )。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。
2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額(組入有価証券を差引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債および組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。 )の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

ロ. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、保有金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに前(2) の1.から4.までに掲げる金融商品で運用されているものをいいます。 )の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品運用額等の範囲内とします。
3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

#### スワップ取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

#### 金利先渡取引

- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 金利先渡取引の評価は、市場実勢金利をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ホ. 委託会社は、金利先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

## 5. ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

### (1) 投資方針

#### 主要投資対象

海外の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ。）および店頭登録（登録予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

#### 投資態度

イ．海外の金融商品取引所上場および店頭登録の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、安定的な配当利回りの確保と信託財産の中長期的な成長をめざして分散投資を行ないます。

ロ．投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。

(a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

(b) 組入れる銘柄の業種および国・地域配分の分散を考慮します。

ハ．外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。

ニ．不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

ホ．外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。

ヘ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## (2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.の証券または証書の性質を有するもの

3．外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

4．外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

5．外国法人が発行する譲渡性預金証書

6．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、前3.の証券および前4.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

## 3. コール・ローン

## 4. 手形割引市場において売買される手形

## (3) 主な投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

## (4) 運用指図権限の委託

委託会社は、運用の指図に関する権限のうち、外貨建資産の運用に関する権限を次の者に委託します。

コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク

New York, New York, USA

前 の規定にかかわらず、前 により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

## 6. ダイワJ - REITアクティブ・マザーファンド

## (1) 投資方針

## 主要投資対象

わが国の金融商品取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。

## 投資態度

イ．わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券を主要投資対象とし、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。

ロ．投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。

(a) 個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。

(b) 個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。

ハ．不動産投資信託証券の組入比率は、通常の状態では信託財産の純資産総額の80%程度以上に維持することを基本とします。

ニ．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

## (2) 投資対象

当ファンドにおいて投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲(3)に定めるものに限ります。)

ハ．約束手形

ニ．金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2．投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

3．投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

4．新投資口予約権証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいい、不動産投資信託証券にかかる投資法人より発行されたものに限ります。)

5．指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、前2.の証券および前3.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1．預金

2．指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形

### (3) 主な投資制限

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

先物取引

委託会社は、わが国の金融商品取引所における不動産投信指数先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものであって、不動産投信指数を対象とするものをいいます。)および外国の金融商品取引所におけるこの取引と類似の取引を次の範囲で行なうことの指図をすることができます。

1．先物取引の売建の指図は、建玉の合計額が、組入有価証券の時価総額の範囲内とします。

2．先物取引の買建の指図は、建玉の合計額が、有価証券の組入可能額(組入有価証券を差し引いた額)に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、組入抵当証券および組入指定金銭信託の受益証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに前(2)の1.から4.までに掲げる金融商品で運用している額(以下「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。

## 3【投資リスク】

## (1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式、公社債、不動産投資信託証券など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

### 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

### 公社債の価格変動（価格変動リスク・信用リスク）

公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します（値動きの幅は、残存期間、発行体、公社債の種類等により異なります。）。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が財政難、経営不安等により、利息および償還金をあらかじめ決定された条件で支払うことができなくなった場合（債務不履行）、またはできなくなることが予想される場合には、大きく下落します（利息および償還金が支払われないこともあります。）。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

### リート（不動産投資信託）への投資に伴うリスク

イ．リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通しや市場における需給等、さまざまな要因で変動します。

- ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
- ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。

ロ．リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- ・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、このような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性があります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。

ハ．リートに関する法制度（税制、会計制度等）が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を与えることが想定されます。

- ・その他、不動産を取巻く規制（建築規制、環境規制等）に変更があった場合も、リートの価格や配当に影響を受けることが考えられます。
- ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。

ニ．組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ．為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

当ファンドにおいては、保有実質外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため、外貨建資産を実質的に組入れた部分は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ．カンントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

その他

イ．解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ．ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

## (2)換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金の申込みの受け付けを中止することがあります。ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回できます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受け付けたものとして取扱います。

## (3)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

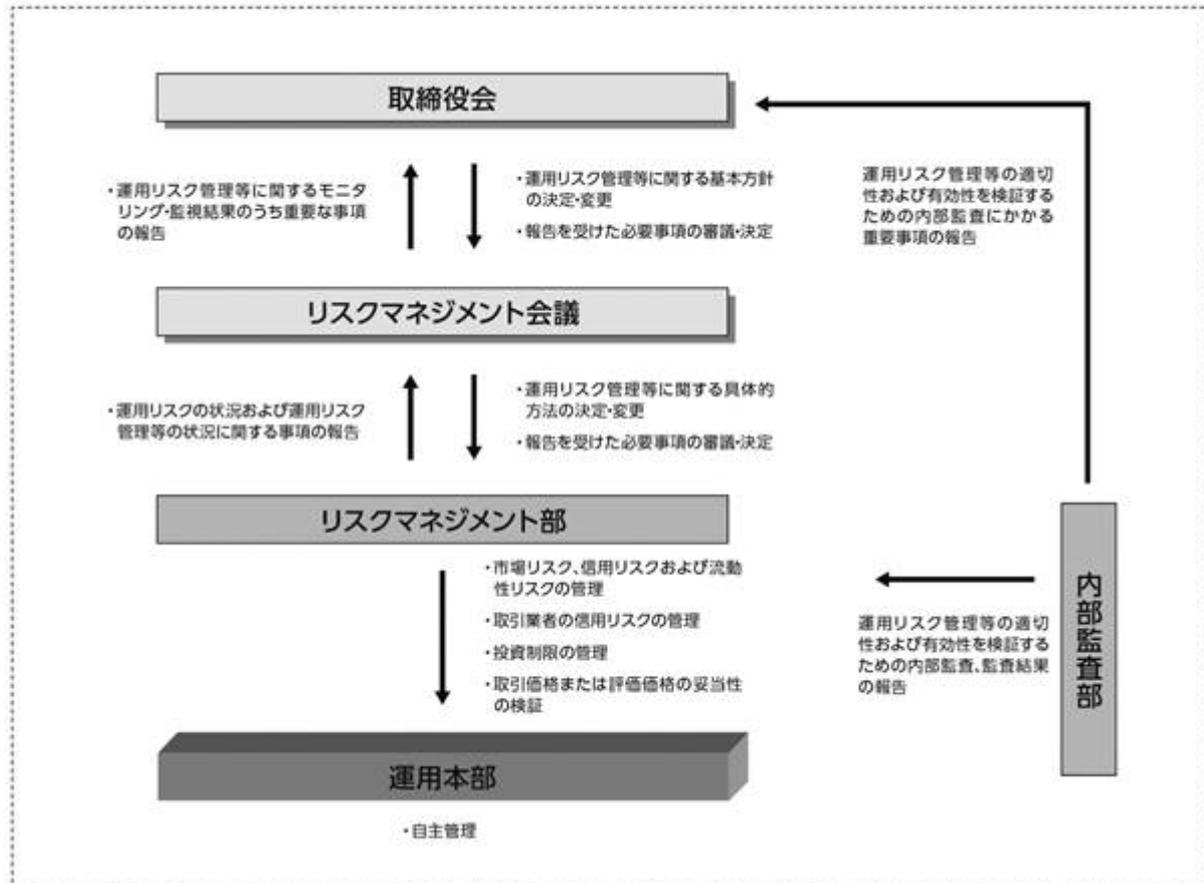
流動性リスクに関する事項

- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

#### (4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（ ）は、以下のとおりとなっています。



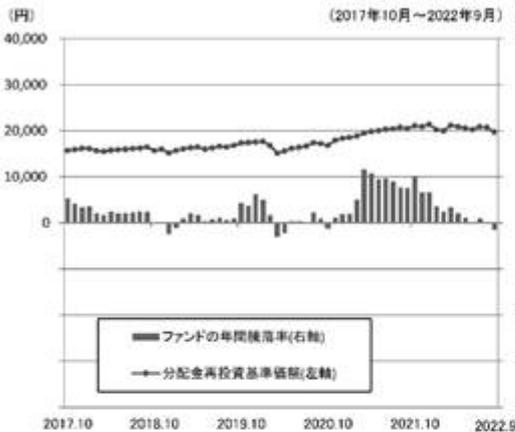
#### 流動性リスクに対する管理体制

- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

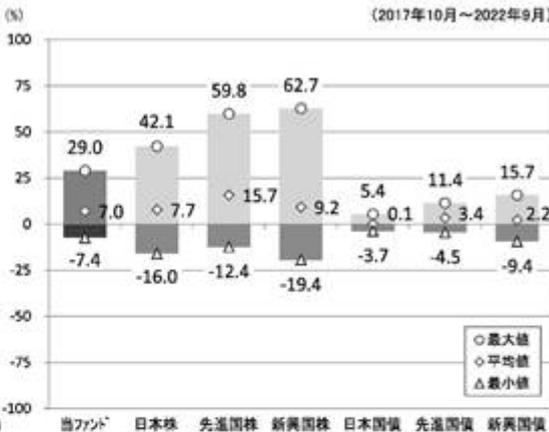
## 参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間における年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移



他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。  
 ※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。  
 ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。  
 ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。  
 ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。  
 ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

### ※資産クラスについて

日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）  
 先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）  
 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）  
 日本国債：NOMURA-BPI国債  
 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）  
 新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス— エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

### ※指数について

●東証株価指数（TOPIX）の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社「J P X」総研または株式会社「J P X」総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利は「J P X」が有します。「J P X」は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.（「MSCI」）が開発した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドに基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。[ <https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html> ] ●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックス— エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、2.75%（税抜2.5%）となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社にお問合わせ下さい。  
 申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

## (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

## (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.441%（税抜1.31%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.63% （税抜）	年率0.63% （税抜）	年率0.05% （税抜）

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

委託会社は、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」の投資顧問会社が受ける報酬を、次のとおり支払うものとします。

### ・ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

同マザーファンドの日々の純資産総額に年率0.57%以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

## (4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

（ ）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

#### <マザーファンドより支弁する手数料等>

各マザーファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

#### (5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ．収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税15%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ．解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ．損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」の適用対象です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります（他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。）。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

#### 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収（ ）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

#### <注1> 個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

個別元本について、詳しくは販売会社にお問合わせ下さい。

#### <注2> 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

- ( ) 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ( ) 上記は、2022年9月末日現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ( ) 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】（2022年9月30日現在）

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	446,003,341	98.94
内 日本	446,003,341	98.94
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	4,761,401	1.06
純資産総額	450,764,742	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

## (2)【投資資産】（2022年9月30日現在）

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	ダイワ日本国債マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	61,952,139	1.2484 77,341,050	1.2433 77,025,094	17.09
2	ダイワ外国ハーモニーストック・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	20,502,506	3.8144 78,204,758	3.7001 75,861,322	16.83
3	ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	21,712,948	3.6143 78,477,107	3.4834 75,634,883	16.78
4	ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	41,315,078	1.8834 77,812,817	1.8280 75,523,962	16.75
5	ダイワ日本ハーモニーストック・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	50,344,885	1.5275 76,901,811	1.4680 73,906,291	16.40
6	ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	20,521,015	3.7454 76,859,409	3.3162 68,051,789	15.10

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

## □．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	98.94%
合計	98.94%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## 八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第14特定期間末 (2013年3月6日)	2,223,686,916	2,226,847,683	0.7035	0.7045
第15特定期間末 (2013年9月6日)	1,965,705,474	1,968,408,487	0.7272	0.7282
第16特定期間末 (2014年3月6日)	1,885,679,377	1,888,027,488	0.8031	0.8041
第17特定期間末 (2014年9月8日)	1,730,255,928	1,732,293,672	0.8491	0.8501
第18特定期間末 (2015年3月6日)	1,448,031,765	1,449,549,957	0.9538	0.9548
第19特定期間末 (2015年9月7日)	1,142,131,200	1,143,425,179	0.8827	0.8837
第20特定期間末 (2016年3月7日)	1,038,896,216	1,040,066,252	0.8879	0.8889
第21特定期間末 (2016年9月6日)	937,974,850	939,047,761	0.8742	0.8752
第22特定期間末 (2017年3月6日)	898,192,319	899,171,681	0.9171	0.9181

第23特定期間末 (2017年9月6日)	794,987,775	795,852,695	0.9191	0.9201
第24特定期間末 (2018年3月6日)	747,130,182	747,931,831	0.9320	0.9330
第25特定期間末 (2018年9月6日)	680,898,712	681,604,088	0.9653	0.9663
第26特定期間末 (2019年3月6日)	655,753,855	656,435,376	0.9622	0.9632
第27特定期間末 (2019年9月6日)	634,628,538	635,271,477	0.9871	0.9881
第28特定期間末 (2020年3月6日)	594,366,801	594,972,530	0.9812	0.9822
第29特定期間末 (2020年9月7日)	600,840,173	601,433,907	1.0120	1.0130
第30特定期間末 (2021年3月8日)	585,738,251	586,272,281	1.0968	1.0978
第31特定期間末 (2021年9月6日)	549,023,959	549,517,287	1.1129	1.1139
2021年9月末日	527,733,487	-	1.0858	-
10月末日	540,757,959	-	1.1169	-
11月末日	532,095,284	-	1.1033	-
12月末日	521,150,608	-	1.0903	-
2022年1月末日	490,369,782	-	1.0298	-
2月末日	477,072,811	-	1.0162	-
第32特定期間末 (2022年3月7日)	469,207,049	469,676,512	0.9995	1.0005
3月末日	498,867,103	-	1.0765	-
4月末日	491,164,362	-	1.0598	-
5月末日	482,008,588	-	1.0440	-
6月末日	474,080,025	-	1.0268	-
7月末日	486,926,448	-	1.0565	-
8月末日	480,276,669	-	1.0491	-
第33特定期間末 (2022年9月6日)	471,718,246	472,171,409	1.0409	1.0419
9月末日	450,764,742	-	0.9966	-

## 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第14特定期間	0.0060

第15特定期間	0.0060
第16特定期間	0.0060
第17特定期間	0.0060
第18特定期間	0.0060
第19特定期間	0.0060
第20特定期間	0.0060
第21特定期間	0.0060
第22特定期間	0.0060
第23特定期間	0.0060
第24特定期間	0.0060
第25特定期間	0.0060
第26特定期間	0.0060
第27特定期間	0.0060
第28特定期間	0.0060
第29特定期間	0.0060
第30特定期間	0.0060
第31特定期間	0.1050
第32特定期間	0.0450
第33特定期間	0.0060

## 【収益率の推移】

	収益率(%)
第14特定期間	26.7
第15特定期間	4.2
第16特定期間	11.3
第17特定期間	6.5
第18特定期間	13.0
第19特定期間	6.8
第20特定期間	1.3
第21特定期間	0.9
第22特定期間	5.6
第23特定期間	0.9
第24特定期間	2.1
第25特定期間	4.2
第26特定期間	0.3
第27特定期間	3.2
第28特定期間	0.0
第29特定期間	3.8

第30特定期間	9.0
第31特定期間	11.0
第32特定期間	6.1
第33特定期間	4.7

## (4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第14特定期間	2,642,560	554,402,406
第15特定期間	1,750,484	459,505,224
第16特定期間	1,260,298	356,162,054
第17特定期間	802,846	311,169,491
第18特定期間	2,295,000	521,846,915
第19特定期間	457,336	224,670,617
第20特定期間	418,072	124,361,343
第21特定期間	408,623	97,533,399
第22特定期間	383,746	93,932,413
第23特定期間	357,041	114,799,683
第24特定期間	309,332	63,579,762
第25特定期間	259,333	96,532,324
第26特定期間	364,100	24,219,738
第27特定期間	252,406	38,833,447
第28特定期間	247,300	37,458,012
第29特定期間	328,501	12,322,848
第30特定期間	243,967	59,948,825
第31特定期間	3,165,877	43,867,869
第32特定期間	1,526,775	25,391,728
第33特定期間	209,791	16,509,260

## (参考) マザーファンド

ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

## (1) 投資状況 (2022年9月30日現在)

## 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	15,806,671,787	91.46
内 ユーロ	4,165,898,934	24.10
内 ノルウェー	270,793,200	1.57

	内 スウェーデン	349,764,021	2.02
	内 デンマーク	512,123,544	2.96
	内 イギリス	1,860,874,326	10.77
	内 ポーランド	979,316,758	5.67
	内 カナダ	1,305,345,215	7.55
	内 アメリカ	4,170,133,702	24.13
	内 オーストラリア	2,192,422,087	12.69
特殊債券		1,079,197,670	6.24
	内 カナダ	1,079,197,670	6.24
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		397,012,595	2.30
純資産総額		17,282,882,052	100.00

## その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	674,513,033	3.90
内 日本	674,513,033	3.90
為替予約取引(売建)	678,608,482	3.93
内 日本	678,608,482	3.93

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

## (2) 投資資産 (2022年9月30日現在)

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	19,807,400	85.92 2,464,652,383	80.00 2,294,848,455	0.875000 2030/11/15	13.28
2	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラ リア	国債証券	19,000,000	114.26 2,044,463,659	104.71 1,873,663,763	4.500000 2033/04/21	10.84
3	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	9,136,000	101.31 1,317,320,614	92.57 1,203,706,034	1.400000 2028/04/30	6.96
4	FRENCH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	6,210,400	130.60 1,154,342,462	103.08 911,166,690	3.250000 2045/05/25	5.27
5	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	10,246,000	83.64 906,680,015	80.68 874,679,544	0.500000 2030/12/01	5.06

6	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	6,307,800	97.26 888,450,138	92.29 843,061,675	2.250000 2027/08/15	4.88
7	CANADA HOUSING TRUST	カナダ	特殊債券	7,830,000	98.00 811,920,277	95.41 790,439,502	2.250000 2025/12/15	4.57
8	SPANISH GOVERNMENT BOND	ユーロ	国債証券	5,660,000	103.98 837,659,854	98.01 789,517,239	1.950000 2026/04/30	4.57
9	United States Treasury Note/Bond	アメリカ	国債証券	7,686,000	74.27 826,665,664	62.53 696,065,111	1.125000 2040/08/15	4.03
10	Poland Government Bond	ポーランド	国債証券	25,000,000	82.37 604,219,213	79.81 585,462,978	2.750000 2028/04/25	3.39
11	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	3,200,000	100.41 519,630,941	85.56 442,786,772	1.625000 2028/10/22	2.56
12	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	3,020,000	99.92 488,032,988	89.79 438,534,215	1.500000 2026/07/22	2.54
13	DANISH GOVERNMENT BOND	デンマーク	国債証券	20,200,000	104.21 402,908,905	98.40 380,472,882	1.750000 2025/11/15	2.20
14	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	3,095,700	87.26 436,880,531	71.18 356,378,165	0.250000 2031/07/31	2.06
15	IRISH TREASURY	ユーロ	国債証券	2,387,600	100.56 341,712,925	91.59 311,235,973	1.100000 2029/05/15	1.80
16	Belgium Government Bond	ユーロ	国債証券	1,950,000	140.50 389,929,545	109.03 302,601,068	3.750000 2045/06/22	1.75
17	CANADA HOUSING TRUST	カナダ	特殊債券	2,815,000	99.54 296,477,843	96.95 288,758,167	2.550000 2025/03/15	1.67
18	NORWEGIAN GOVERNMENT BOND	ノルウェー	国債証券	20,000,000	101.36 274,888,320	99.85 270,793,200	3.000000 2024/03/14	1.57
19	AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND	オーストラリア	国債証券	2,900,000	102.42 279,704,581	96.69 264,059,083	3.250000 2029/04/21	1.53
20	UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND	アメリカ	国債証券	1,500,000	100.13 217,510,412	96.78 210,231,537	3.000000 2025/07/15	1.22
21	SWEDISH GOVERNMENT BOND	スウェーデン	国債証券	13,630,000	101.13 179,206,422	99.06 175,538,589	1.500000 2023/11/13	1.02
22	SWEDISH GOVERNMENT BOND	スウェーデン	国債証券	14,230,000	98.65 182,507,434	94.18 174,225,431	1.000000 2026/11/12	1.01
23	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	1,700,000	102.92 185,120,905	93.36 167,920,893	2.750000 2048/12/01	0.97
24	CANADIAN GOVERNMENT BOND	カナダ	国債証券	1,500,000	115.25 182,904,924	105.30 167,114,274	3.500000 2045/12/01	0.97
25	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	1,000,000	144.81 234,199,669	102.78 166,219,050	4.250000 2046/12/07	0.96

26	IRISH TREASURY	ユーロ	国債証券	1,172,000	101.42 169,177,594	96.00 160,127,078	1.000000 2026/05/15	0.93
27	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	1,800,000	42.61 124,036,005	54.14 157,599,374	1.250000 2051/07/31	0.91
28	Poland Government Bond	ポーランド	国債証券	8,000,000	69.33 162,736,922	64.29 150,906,631	1.250000 2030/10/25	0.87
29	Poland Government Bond	ポーランド	国債証券	6,000,000	84.90 149,463,054	85.08 149,788,739	0.750000 2025/04/25	0.87
30	United Kingdom Gilt	イギリス	国債証券	900,000	114.52 166,683,025	101.13 147,204,336	4.250000 2032/06/07	0.85

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### □ . 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	91.46%
特殊債券	6.24%
合計	97.70%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### 八 . 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	豪ドル買/円売 2022年10月	買建	1,042,357	97,482,000	97,918,988	0.57%
		米ドル買/円売 2022年10月	買建	1,931,810	278,520,000	278,934,045	1.61%
		ノルウェー・クローネ買/円売 2022年10月	買建	22,000,000	296,749,731	297,660,000	1.72%
		ユーロ売/円買 2022年10月	売建	2,700,000	376,002,000	383,967,000	2.22%
		ポーランド・ズロチ売/円買 2022年10月	売建	10,126,076	296,749,731	294,641,482	1.70%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

## ダイワ日本国債マザーファンド

### (1) 投資状況（2022年9月30日現在）

#### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
国債証券	122,569,562,000	99.27
内 日本	122,569,562,000	99.27
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	897,595,713	0.73
純資産総額	123,467,157,713	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

### (2) 投資資産（2022年9月30日現在）

#### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
1	140 20年国債	日本	国債証券	4,500,000,000	115.22 5,185,305,000	113.60 5,112,000,000	1.700000 2032/09/20	4.14
2	130 20年国債	日本	国債証券	4,500,000,000	115.39 5,192,640,000	113.39 5,102,595,000	1.800000 2031/09/20	4.13
3	121 20年国債	日本	国債証券	4,500,000,000	115.17 5,182,785,000	112.92 5,081,760,000	1.900000 2030/09/20	4.12
4	12 30年国債	日本	国債証券	4,100,000,000	120.59 4,944,190,000	118.10 4,842,264,000	2.100000 2033/09/20	3.92
5	16 30年国債	日本	国債証券	3,900,000,000	126.48 4,933,032,000	123.27 4,807,647,000	2.500000 2034/09/20	3.89
6	27 30年国債	日本	国債証券	3,800,000,000	125.46 4,767,650,000	125.14 4,755,472,000	2.500000 2037/09/20	3.85
7	20 30年国債	日本	国債証券	3,800,000,000	127.85 4,858,452,000	124.12 4,716,674,000	2.500000 2035/09/20	3.82

8	80 20年国債	日本	国債証券	4,373,000,000	106.91 4,675,222,300	105.82 4,627,727,250	2.100000 2025/06/20	3.75
9	24 30年国債	日本	国債証券	3,700,000,000	129.01 4,773,370,000	124.72 4,614,714,000	2.500000 2036/09/20	3.74
10	63 20年国債	日本	国債証券	4,500,000,000	102.38 4,607,130,000	101.39 4,562,550,000	1.800000 2023/06/20	3.70
11	70 20年国債	日本	国債証券	4,338,000,000	105.52 4,577,619,600	104.20 4,520,499,660	2.400000 2024/06/20	3.66
12	102 20年国債	日本	国債証券	3,900,000,000	114.81 4,477,602,000	112.96 4,405,713,000	2.400000 2028/06/20	3.57
13	95 20年国債	日本	国債証券	3,905,000,000	112.01 4,374,014,500	110.52 4,316,001,250	2.300000 2027/06/20	3.50
14	88 20年国債	日本	国債証券	3,960,000,000	109.85 4,350,384,000	108.57 4,299,688,800	2.300000 2026/06/20	3.48
15	1 30年国債	日本	国債証券	3,550,000,000	120.49 4,277,395,000	118.06 4,191,165,500	2.800000 2029/09/20	3.39
16	110 20年国債	日本	国債証券	3,600,000,000	113.95 4,102,320,000	112.47 4,049,136,000	2.100000 2029/03/20	3.28
17	94 20年国債	日本	国債証券	3,600,000,000	110.46 3,976,848,000	109.19 3,931,056,000	2.100000 2027/03/20	3.18
18	101 20年国債	日本	国債証券	3,460,000,000	114.21 3,951,666,000	112.49 3,892,154,000	2.400000 2028/03/20	3.15
19	86 20年国債	日本	国債証券	3,500,000,000	109.27 3,824,450,000	108.05 3,781,820,000	2.300000 2026/03/20	3.06
20	75 20年国債	日本	国債証券	3,374,000,000	106.38 3,589,276,200	105.29 3,552,687,040	2.100000 2025/03/20	2.88
21	68 20年国債	日本	国債証券	3,425,000,000	104.52 3,580,084,000	103.33 3,539,155,250	2.200000 2024/03/20	2.87
22	19 30年国債	日本	国債証券	2,900,000,000	124.89 3,621,810,000	121.44 3,521,818,000	2.300000 2035/06/20	2.85
23	23 30年国債	日本	国債証券	2,800,000,000	128.70 3,603,600,000	124.54 3,487,288,000	2.500000 2036/06/20	2.82
24	15 30年国債	日本	国債証券	2,700,000,000	126.12 3,405,240,000	123.15 3,325,050,000	2.500000 2034/06/20	2.69
25	26 30年国債	日本	国債証券	2,600,000,000	124.57 3,238,820,000	123.62 3,214,146,000	2.400000 2037/03/20	2.60
26	145 20年国債	日本	国債証券	2,800,000,000	115.83 3,243,240,000	113.82 3,186,988,000	1.700000 2033/06/20	2.58
27	134 20年国債	日本	国債証券	2,600,000,000	115.83 3,011,660,000	114.16 2,968,316,000	1.800000 2032/03/20	2.40

28	125 20年国債	日本	国債証券	2,500,000,000	118.16 2,954,090,000	116.10 2,902,675,000	2.200000 2031/03/20	2.35
29	59 20年国債	日本	国債証券	2,495,000,000	101.38 2,529,431,000	100.39 2,504,855,250	1.700000 2022/12/20	2.03
30	116 20年国債	日本	国債証券	2,100,000,000	116.10 2,438,150,000	114.49 2,404,290,000	2.200000 2030/03/20	1.95

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
国債証券	99.27%
合計	99.27%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンド

#### (1) 投資状況 (2022年9月30日現在)

##### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	1,247,407,267	98.55
内 中国	2,011,050	0.16
内 香港	1,431,351	0.11
内 デンマーク	10,245,451	0.81
内 イギリス	14,740,689	1.16
内 オランダ	3,073,400	0.24
内 フランス	18,108,156	1.43
内 ドイツ	11,533,149	0.91

内 スイス	24,482,671	1.93
内 カナダ	8,557,104	0.68
内 アメリカ	1,149,244,842	90.79
内 オーストラリア	3,979,404	0.31
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	18,415,715	1.45
純資産総額	1,265,822,982	100.00

## その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	2,159,509	0.17
内 日本	2,159,509	0.17
為替予約取引(売建)	4,170,506	0.33
内 日本	4,170,506	0.33

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

## (2) 投資資産 (2022年9月30日現在)

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	APPLE INC	アメリカ	株式	情報技術	4,425	22,562.84 99,840,594	20,632.52 91,298,940	7.21
2	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	情報技術	1,525	37,080.04 56,547,074	34,392.37 52,448,372	4.14
3	AMAZON.COM INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービス	2,600	18,566.66 48,273,450	16,624.18 43,222,889	3.41
4	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	株式	コミュニ ケーション・ サービス	2,300	15,737.95 36,197,287	14,204.41 32,670,150	2.58
5	TESLA INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービス	780	39,621.31 30,904,655	38,839.49 30,294,802	2.39
6	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	400	74,772.64 29,909,057	73,683.67 29,473,469	2.33

7	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	株式	エネルギー	1,850	13,842.38 25,608,418	12,841.75 23,757,239	1.88
8	NEXTERA ENERGY INC	アメリカ	株式	公益事業	1,700	12,324.77 20,952,124	11,580.45 19,686,775	1.56
9	ELI LILLY & CO	アメリカ	株式	ヘルスケア	410	44,493.74 18,242,485	47,788.74 19,593,387	1.55
10	PEPSICO INC	アメリカ	株式	生活必需品	775	24,713.27 19,152,788	24,126.79 18,698,265	1.48
11	BJS WHOLESALE CLUB HOLDINGS INC	アメリカ	株式	生活必需品	1,600	10,688.28 17,101,259	10,784.00 17,254,401	1.36
12	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	400	40,930.69 16,372,279	42,400.36 16,960,147	1.34
13	ENPHASE ENERGY INC	アメリカ	株式	情報技術	375	40,412.12 15,154,548	40,234.01 15,087,754	1.19
14	COCA-COLA CO/THE	アメリカ	株式	生活必需品	1,800	8,855.13 15,939,237	8,191.90 14,745,423	1.16
15	QUANTA SERVICES INC	アメリカ	株式	資本財・サービス	775	20,360.28 15,779,222	18,525.54 14,357,296	1.13
16	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ	株式	生活必需品	190	75,172.31 14,282,741	69,361.09 13,178,608	1.04
17	CONOCOPHILLIPS	アメリカ	株式	エネルギー	850	15,966.75 13,571,738	15,011.00 12,759,354	1.01
18	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	ヘルスケア	535	23,637.77 12,646,260	23,825.58 12,746,690	1.01
19	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	170	78,711.47 13,380,951	74,810.29 12,717,750	1.00
20	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	アメリカ	株式	金融	325	40,209.39 13,068,053	39,037.87 12,687,311	1.00
21	NESTLE SA-REG	スイス	株式	生活必需品	800	16,789.54 13,431,632	15,832.68 12,666,148	1.00
22	GOLDMAN SACHS GROUP INC	アメリカ	株式	金融	295	48,001.61 14,160,478	42,879.68 12,649,508	1.00
23	CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネルギー	600	22,858.25 13,714,955	20,964.14 12,578,486	0.99
24	CORTEVA INC	アメリカ	株式	素材	1,500	8,955.77 13,433,769	8,284.58 12,426,870	0.98
25	DANAHER CORP	アメリカ	株式	ヘルスケア	325	39,014.71 12,679,781	37,961.94 12,337,631	0.97

26	HOME DEPOT INC	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	300	41,659.23 12,497,804	40,304.96 12,091,490	0.96
27	NORTHROP GRUMMAN CORP	アメリカ	株式	資本財・サービス	175	70,090.06 12,265,782	68,130.20 11,922,787	0.94
28	WASTE MANAGEMENT INC	アメリカ	株式	資本財・サービス	500	24,393.24 12,196,622	23,446.18 11,723,094	0.93
29	MCDONALD'S CORP	アメリカ	株式	一般消費財・サービス	340	36,855.59 12,530,902	33,943.46 11,540,778	0.91
30	MASTERCARD INC - A	アメリカ	株式	情報技術	275	46,709.91 12,845,226	41,527.16 11,419,970	0.90

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	98.55%
合計	98.55%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	4.39%
素材	2.20%
資本財・サービス	12.62%
一般消費財・サービス	14.00%
生活必需品	8.44%
ヘルスケア	15.09%
金融	11.17%
情報技術	22.87%
コミュニケーション・サービス	4.11%
公益事業	3.66%
合計	98.55%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	米ドル買/円売 2022年10月	買建	14,917	2,163,841	2,159,509	0.17%
		米ドル売/円買 2022年10月	売建	13,864	2,000,000	2,006,826	0.16%
		ユーロ売/円買 2022年10月	売建	15,204	2,163,841	2,163,680	0.17%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

## ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンド

### (1) 投資状況 (2022年9月30日現在)

#### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	1,189,701,910	94.27
内 日本	1,189,701,910	94.27
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	72,356,375	5.73
純資産総額	1,262,058,285	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

### (2) 投資資産 (2022年9月30日現在)

#### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	任天堂	日本	株式	その他製 品	13,000	5,708.00 74,204,000	5,854.00 76,102,000	6.03
2	トヨタ自動車	日本	株式	輸送用機 器	39,200	2,048.50 80,301,200	1,876.00 73,539,200	5.83
3	オリエンタルランド	日本	株式	サービス業	3,400	19,108.80 64,969,948	19,705.00 66,997,000	5.31

4	日本電信電話	日本	株式	情報・通信業	16,100	3,736.46 60,157,060	3,906.00 62,886,600	4.98
5	第一三共	日本	株式	医薬品	15,000	4,219.00 63,285,000	4,042.00 60,630,000	4.80
6	ソニーグループ	日本	株式	電気機器	6,200	10,775.00 66,805,000	9,286.00 57,573,200	4.56
7	ダイキン工業	日本	株式	機械	2,400	24,030.00 57,672,000	22,295.00 53,508,000	4.24
8	日立	日本	株式	電気機器	8,300	6,916.00 57,402,800	6,114.00 50,746,200	4.02
9	三菱UFJフィナンシャルG	日本	株式	銀行業	74,000	718.30 53,154,200	651.50 48,211,000	3.82
10	三井住友フィナンシャルG	日本	株式	銀行業	11,500	4,212.00 48,438,000	4,024.00 46,276,000	3.67
11	東京海上HD	日本	株式	保険業	16,800	2,527.66 42,464,800	2,565.00 43,092,000	3.41
12	協和キリン	日本	株式	医薬品	12,100	3,095.00 37,449,500	3,315.00 40,111,500	3.18
13	テルモ	日本	株式	精密機器	9,500	4,455.00 42,322,500	4,074.00 38,703,000	3.07
14	ユニ・チャーム	日本	株式	化学	8,000	4,601.00 36,808,000	4,750.00 38,000,000	3.01
15	リクルートホールディングス	日本	株式	サービス業	9,000	4,634.00 41,706,000	4,161.00 37,449,000	2.97
16	住友電工	日本	株式	非鉄金属	23,500	1,593.50 37,447,250	1,464.00 34,404,000	2.73
17	信越化学	日本	株式	化学	2,400	16,225.00 38,940,000	14,330.00 34,392,000	2.73
18	旭化成	日本	株式	化学	34,000	1,024.50 34,833,000	955.50 32,487,000	2.57
19	味の素	日本	株式	食料品	8,000	3,799.00 30,392,000	3,962.00 31,696,000	2.51
20	三井不動産	日本	株式	不動産業	11,300	2,815.50 31,815,150	2,754.50 31,125,850	2.47
21	野村総合研究所	日本	株式	情報・通信業	7,800	3,705.00 28,899,000	3,550.00 27,690,000	2.19
22	ダイフク	日本	株式	機械	3,400	7,770.00 26,418,000	6,810.00 23,154,000	1.83
23	デンソー	日本	株式	輸送用機器	3,500	7,208.00 25,228,000	6,586.00 23,051,000	1.83

24	NTTデータ	日本	株式	情報・通信業	12,000	1,931.00 23,172,000	1,866.00 22,392,000	1.77
25	富士フイルムHLDGS	日本	株式	化学	3,200	7,006.00 22,419,200	6,609.00 21,148,800	1.68
26	東京エレクトロン	日本	株式	電気機器	500	42,700.00 21,350,000	35,700.00 17,850,000	1.41
27	Zホールディングス	日本	株式	情報・通信業	44,800	408.50 18,300,800	380.20 17,032,960	1.35
28	ファーストリテイリング	日本	株式	小売業	200	80,670.00 16,134,000	76,710.00 15,342,000	1.22
29	日産化学	日本	株式	化学	2,000	6,900.00 13,800,000	6,450.00 12,900,000	1.02
30	村田製作所	日本	株式	電気機器	1,800	7,375.00 13,275,000	6,632.00 11,937,600	0.95

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### ロ．投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	94.27%
合計	94.27%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### ハ．投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
食料品	2.51%
化学	11.01%
医薬品	7.98%
非鉄金属	2.73%
機械	7.76%
電気機器	12.37%
輸送用機器	7.65%
精密機器	3.07%
その他製品	6.03%
情報・通信業	10.30%
小売業	1.22%
銀行業	7.49%
保険業	3.41%
不動産業	2.47%
サービス業	8.28%

合計	94.27%
----	--------

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

#### ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

#### (1) 投資状況 (2022年9月30日現在)

##### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	84,711,327,490	96.25
内 ガーンジー	384,074,585	0.44
内 香港	3,058,480,319	3.48
内 シンガポール	7,657,110,009	8.70
内 イギリス	8,253,643,021	9.38
内 オランダ	662,088,563	0.75
内 ベルギー	2,290,049,558	2.60
内 フランス	4,046,702,648	4.60
内 スペイン	638,217,917	0.73
内 カナダ	1,792,306,026	2.04
内 アメリカ	42,351,304,833	48.12
内 オーストラリア	12,792,808,579	14.54
内 ニュージーランド	784,541,432	0.89
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3,301,534,385	3.75
純資産総額	88,012,861,875	100.00

##### その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
為替予約取引(買建)	51,377,656	0.06
内 日本	51,377,656	0.06
為替予約取引(売建)	51,342,676	0.06
内 日本	51,342,676	0.06

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

## (2) 投資資産（2022年9月30日現在）

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	GOODMAN GROUP	オーストラリア	投資証券	2,675,530	1,760.03 4,709,032,597	1,528.37 4,089,224,133	4.65
2	WELLTOWER INC	アメリカ	投資証券	372,868	10,685.67 3,984,359,106	9,170.81 3,419,504,305	3.89
3	PUBLIC STORAGE	アメリカ	投資証券	79,006	47,016.91 3,714,618,055	41,631.42 3,289,132,514	3.74
4	LINK REIT	香港	投資証券	3,055,692	1,132.75 3,461,380,043	1,000.91 3,058,480,319	3.48
5	INVITATION HOMES INC	アメリカ	投資証券	609,264	5,533.19 3,371,173,533	4,906.16 2,989,148,372	3.40
6	REALTY INCOME CORP	アメリカ	投資証券	339,229	9,472.02 3,213,184,585	8,391.73 2,846,721,399	3.23
7	CHARTER HALL GROUP	オーストラリア	投資証券	2,560,788	1,191.25 3,050,539,985	1,084.83 2,778,041,157	3.16
8	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ	投資証券	200,280	14,485.34 2,901,124,756	12,906.91 2,584,996,996	2.94
9	PROLOGIS INC	アメリカ	投資証券	163,031	17,533.59 2,858,519,494	14,653.32 2,388,946,049	2.71
10	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	シンガポール	投資証券	5,620,277	478.06 2,686,835,805	421.46 2,368,732,623	2.69
11	DIGITAL REALTY TRUST INC	アメリカ	投資証券	163,901	16,729.89 2,742,064,666	14,033.53 2,300,110,764	2.61
12	DEXUS/AU	オーストラリア	投資証券	2,763,045	776.90 2,146,616,568	731.70 2,021,722,513	2.30
13	DUKE REALTY CORP	アメリカ	投資証券	259,892	8,317.88 2,161,752,132	6,946.53 1,805,349,056	2.05
14	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	カナダ	投資証券	933,876	2,109.65 1,970,153,371	1,919.21 1,792,306,026	2.04
15	UDR INC	アメリカ	投資証券	301,058	6,613.47 1,991,038,864	5,948.79 1,790,932,265	2.03

16	CAPITALAND ASCENDAS REAL ESTATE IN	シンガポ ール	投資証券	6,618,400	287.13 1,900,852,569	267.83 1,772,642,473	2.01
17	EXTRA SPACE STORAGE INC	アメリカ	投資証券	70,356	27,752.83 1,952,578,565	24,448.27 1,720,082,646	1.95
18	MID-AMERICA APARTMENT COMM	アメリカ	投資証券	73,394	24,286.08 1,782,460,375	22,245.71 1,632,701,801	1.86
19	SUN COMMUNITIES INC	アメリカ	投資証券	81,031	22,588.91 1,830,402,120	19,417.57 1,573,425,350	1.79
20	EQUINIX INC	アメリカ	投資証券	18,801	90,749.53 1,706,181,929	81,294.88 1,528,425,150	1.74
21	FRASERS LOGISTICS & COMMERCIAL	シンガポ ール	投資証券	12,312,100	138.46 1,704,806,007	122.29 1,505,704,576	1.71
22	LXI REIT PLC	イギリス	投資証券	7,681,562	238.37 1,831,094,491	192.12 1,475,807,501	1.68
23	CAMDEN PROPERTY TRUST	アメリカ	投資証券	82,025	18,887.42 1,549,242,233	17,119.43 1,404,221,918	1.60
24	KIMCO REALTY CORP	アメリカ	投資証券	535,466	3,014.94 1,614,400,111	2,618.16 1,401,938,233	1.59
25	KLEPIERRE	フランス	投資証券	550,041	2,887.67 1,588,338,435	2,467.11 1,357,015,611	1.54
26	KEPPEL REIT	シンガポ ール	投資証券	13,171,300	110.16 1,451,033,387	100.05 1,317,911,058	1.50
27	AMERICOLD REALTY TRUST	アメリカ	投資証券	361,289	4,198.04 1,516,706,360	3,547.84 1,281,797,372	1.46
28	INGENIA COMMUNITIES GROUP	オーストラ リア	投資証券	3,568,315	392.68 1,401,479,234	353.13 1,260,105,838	1.43
29	NATIONAL STORAGE REIT	オーストラ リア	投資証券	5,875,625	229.77 1,350,070,559	208.11 1,222,809,810	1.39
30	SEGRO PLC	イギリス	投資証券	996,727	1,438.66 1,433,952,382	1,159.53 1,155,737,250	1.31

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### □ . 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	96.25%
合計	96.25%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

#### 八 . 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
為替予約取引	日本	シンガポール・ドル買/ 円売 2022年10月	買建	369,284	37,231,831	37,313,940	0.04%
		米ドル買/円売 2022年10 月	買建	97,146	14,122,336	14,063,716	0.02%
		ユーロ売/円買 2022年10 月	売建	99,229	14,122,336	14,121,284	0.02%
		米ドル売/円買 2022年10 月	売建	257,108	37,231,831	37,221,392	0.04%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注3) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

#### ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド

##### (1) 投資状況（2022年9月30日現在）

##### 投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
投資証券	139,224,699,100	97.26
内 日本	139,224,699,100	97.26
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3,927,261,735	2.74
純資産総額	143,151,960,835	100.00

##### その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
不動産投信指数先物取引(買建)	2,324,400,000	1.62
内 日本	2,324,400,000	1.62

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 不動産投信指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

## (2) 投資資産（2022年9月30日現在）

### 投資有価証券の主要銘柄

#### イ．主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	日本ビルファンド	日本	投資証券	17,372	678,793.01 11,791,992,310	636,000.00 11,048,592,000	7.72
2	GLP投資法人	日本	投資証券	60,304	169,273.01 10,207,839,689	160,100.00 9,654,670,400	6.74
3	日本プロロジスリート	日本	投資証券	25,599	341,236.84 8,735,321,940	316,500.00 8,102,083,500	5.66
4	野村不動産マスターF	日本	投資証券	46,148	164,752.14 7,602,982,106	159,700.00 7,369,835,600	5.15
5	大和ハウスリート投資法人	日本	投資証券	20,523	311,698.02 6,396,978,520	301,000.00 6,177,423,000	4.32
6	ジャパンリアルエステイト	日本	投資証券	10,115	626,494.48 6,336,991,673	597,000.00 6,038,655,000	4.22
7	日本都市ファンド投資法人	日本	投資証券	53,327	103,623.63 5,525,937,376	108,800.00 5,801,977,600	4.05
8	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	日本	投資証券	26,510	209,088.20 5,542,928,246	214,200.00 5,678,442,000	3.97
9	ラサールロジポート投資	日本	投資証券	31,736	173,662.40 5,511,350,053	161,900.00 5,138,058,400	3.59
10	アドバンス・レジデンス	日本	投資証券	13,453	348,869.71 4,693,344,245	354,500.00 4,769,088,500	3.33
11	ユナイテッド・アーバン投資法人	日本	投資証券	28,019	141,809.04 3,973,347,564	149,500.00 4,188,840,500	2.93
12	三井不ロジパーク	日本	投資証券	7,537	531,249.75 4,004,029,406	495,000.00 3,730,815,000	2.61
13	インヴィンシブル投資法人	日本	投資証券	79,376	41,520.65 3,295,743,731	45,600.00 3,619,545,600	2.53
14	イオンリート投資	日本	投資証券	22,991	150,955.84 3,470,625,746	156,000.00 3,586,596,000	2.51

15	ケネディクス・オフィス投資法人	日本	投資証券	5,034	672,866.22 3,387,208,552	681,000.00 3,428,154,000	2.39
16	オリックス不動産投資	日本	投資証券	18,385	184,127.51 3,385,184,339	185,000.00 3,401,225,000	2.38
17	日本プライムリアルティ	日本	投資証券	8,608	397,662.94 3,423,082,594	393,000.00 3,382,944,000	2.36
18	三菱地所物流REIT	日本	投資証券	7,296	453,264.45 3,307,017,475	451,500.00 3,294,144,000	2.30
19	積水ハウス・リート投資	日本	投資証券	38,714	77,425.00 2,997,431,578	81,200.00 3,143,576,800	2.20
20	API投資法人	日本	投資証券	7,203	413,430.95 2,977,943,140	423,000.00 3,046,869,000	2.13
21	日本アコモデーションファンド投資法人	日本	投資証券	4,393	645,968.84 2,837,741,125	656,000.00 2,881,808,000	2.01
22	ケネディクス商業リート	日本	投資証券	10,369	272,082.73 2,821,225,924	267,500.00 2,773,707,500	1.94
23	ヒューリックリート投資法	日本	投資証券	15,916	158,736.12 2,526,444,147	165,500.00 2,634,098,000	1.84
24	森ヒルズリート	日本	投資証券	15,567	147,600.00 2,297,689,200	156,300.00 2,433,122,100	1.70
25	コンフォリア・レジデンシャル	日本	投資証券	7,267	328,657.89 2,388,356,944	329,000.00 2,390,843,000	1.67
26	ジャパンエクセレント投資法人	日本	投資証券	17,901	123,281.41 2,206,860,735	133,400.00 2,387,993,400	1.67
27	日本リート投資法人	日本	投資証券	6,401	368,421.37 2,358,265,193	368,500.00 2,358,768,500	1.65
28	日本ロジスティクスファンド投資法人	日本	投資証券	6,056	314,358.99 1,903,758,092	310,500.00 1,880,388,000	1.31
29	大和証券オフィス投資法人	日本	投資証券	2,530	719,000.00 1,819,070,000	672,000.00 1,700,160,000	1.19
30	産業ファンド	日本	投資証券	9,695	180,516.46 1,750,107,148	164,100.00 1,590,949,500	1.11

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

#### □ . 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資証券	97.26%
合計	97.26%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

## 八．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
不動産投信指 数先物取引	日本	TREIT先物 041 2月	買建	1,200	2,414,292,000	2,324,400,000	1.62%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 不動産投信指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

## (参考情報) 運用実績

## ●世界6資産均等分散ファンド(毎月分配型)

2022年9月30日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

## 基準価額・純資産の推移

基準価額	9,966円
純資産総額	4.5億円



基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	-4.9%
3カ月間	-2.7%
6カ月間	-6.9%
1年間	-3.7%
3年間	17.3%
5年間	27.3%
設定来	97.2%

※上記の「基準価額の騰落率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

## 分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 510円 設定来分配金合計額: 5,925円

決算期	第184期	第185期	第186期	第187期	第188期	第189期	第190期	第191期	第192期	第193期	第194期	第195期
	21年10月	21年11月	21年12月	22年1月	22年2月	22年3月	22年4月	22年5月	22年6月	22年7月	22年8月	22年9月
分配金	10円	10円	400円	10円								

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

## 主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	債券ポートフォリオ特性値	組入上位銘柄	国・地域名	比率
国内債券	35	17.0%	日本円	51.5%	直接利回り(%)	APPLE INC	アメリカ	1.2%
国内リート・先物	46	16.6%	米ドル	27.6%	最終利回り(%)	任天堂	日本	1.0%
外国株式	159	16.6%	ユーロ	5.5%	修正デュレーション	トヨタ自動車	日本	1.0%
外国債券	41	16.4%	豪ドル	4.5%	残存年数	オリエンタルランド	日本	0.9%
国内株式	34	15.5%	英ポンド	3.6%	債券格付別構成	日本電信電話	日本	0.8%
外国リート	70	14.5%	カナダ・ドル	2.8%	AAA	日本ビルファンド	日本	1.3%
			シンガポール・ドル	1.2%	AA	GLP投資法人	日本	1.1%
			ポーランド・ズロチ	0.7%	A	日本プロロジスリート	日本	0.9%
			デンマーク・クローネ	0.6%	BBB	野村不動産マスターF	日本	0.9%
コール・ローン、その他		3.8%	その他	2.0%	BB	大和ハウスリート投資法人	日本	0.7%
合計	385	-	合計	100.0%	合計	合計		9.8%

※債券格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

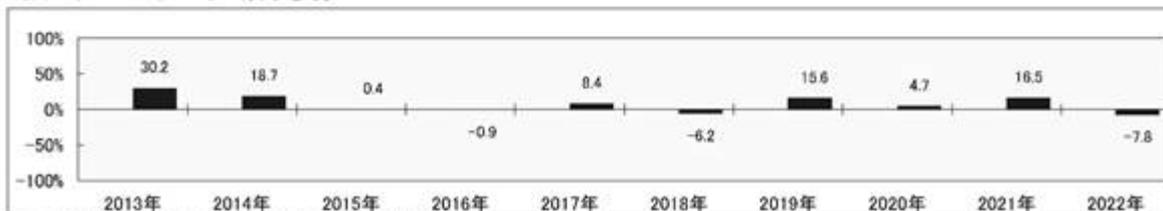
※格付別構成については、R&I、JCR、Moody's、S&P、Fitchの格付けのうち最も高いものを採用し、算出しています。

※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。

※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

## 年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



※ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。

※2022年は9月30日までの騰落率を表示しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

### 2【換金（解約）手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

#### <一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

・わが国の金融商品取引所上場株式：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。

・海外の金融商品取引所上場の株式：原則として当該取引所における計算時に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

・海外の店頭登録の株式：原則として海外店頭市場における計算時に知り得る直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。

・わが国の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日の最終相場で評価します。

・海外の金融商品取引所上場の不動産投資信託証券：原則として当該取引所における計算日に知り得る直近の日の最終相場で評価します。

・公社債等：原則として次の1.～3.に掲げるいずれかの価額で評価します。

1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）、3. 価格情報会社の提供する価額

なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号(コールセンター) 0120-106212(営業日の9:00~17:00)

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

## (2)【保管】

該当事項はありません。

## (3)【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

## (4)【計算期間】

毎月7日から翌月6日までとします。ただし、第1計算期間は、2006年6月28日から2006年7月6日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

## (5)【その他】

信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託契約の解約をしません。
5. 委託会社は、信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

6. 前3.から前5.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の4.に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
4. 前3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるとときは、前1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前5.までの規定にしたがいます。

#### 反対者の買取請求権

前 の1.から6.までの規定にしたがい信託契約の解約を行なう場合または前 の規定にしたがい信託約款の変更を行なう場合において、前 の3.または前 の3.の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

#### 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を毎年3月および9月の計算期間の末日ならびに償還時に作成し、信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。

2. 委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。

・委託会社のホームページ

アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>

3. 前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

#### 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

## 4【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

#### < 収益分配金および償還金にかかる請求権 >

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

< 換金請求権 >

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

### 第3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。

(3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間（2022年3月8日から2022年9月6日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

世界6資産均等分散ファンド（毎月分配型）

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前 期 2022年3月7日現在	当 期 2022年9月6日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	7,525,311	6,969,531
親投資信託受益証券	462,702,331	465,596,952
未収入金	-	5,000,000
流動資産合計	470,227,642	477,566,483
資産合計	470,227,642	477,566,483
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	469,463	453,163
未払解約金	-	4,820,472
未払受託者報酬	20,221	21,168
未払委託者報酬	509,676	533,569
その他未払費用	21,233	19,865
流動負債合計	1,020,593	5,848,237
負債合計	1,020,593	5,848,237
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	<sup>1</sup> 469,463,114	<sup>1</sup> 453,163,645
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	<sup>2</sup> 256,065	<sup>2</sup> 18,554,601
（分配準備積立金）	52,049,298	50,999,127
元本等合計	469,207,049	471,718,246
純資産合計	469,207,049	471,718,246
負債純資産合計	470,227,642	477,566,483

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前 期 自 2021年9月7日 至 2022年3月7日	当 期 自 2022年3月8日 至 2022年9月6日
<b>営業収益</b>		
受取利息	1	-
有価証券売買等損益	28,865,274	25,894,621
営業収益合計	28,865,273	25,894,621
<b>営業費用</b>		
支払利息	794	415
受託者報酬	142,035	132,981
委託者報酬	1 3,580,291	1 3,352,196
その他費用	21,233	19,865
営業費用合計	3,744,353	3,505,457
営業利益又は営業損失（ ）	32,609,626	22,389,164
経常利益又は経常損失（ ）	32,609,626	22,389,164
当期純利益又は当期純損失（ ）	32,609,626	22,389,164
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	345,939	274,332
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	55,695,892	256,065
剰余金増加額又は欠損金減少額	86,791	8,506
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	86,791	8,506
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,097,151	548,389
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,097,151	548,389
分配金	2 21,677,910	2 2,764,283
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	256,065	18,554,601

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	当 期	
	自 2022年3月8日	至 2022年9月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券  移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間末日  2022年3月6日が休日のため、前特定期間末日を2022年3月7日としております。このため、当特定期間は183日となっております。	

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
1. 1 期首元本額	493,328,067円	469,463,114円
期中追加設定元本額	1,526,775円	209,791円
期中一部解約元本額	25,391,728円	16,509,260円
2. 特定期間末日における受益権の総数	469,463,114口	453,163,645口
3. 2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は256,065円であります。	

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	前 期	当 期
	自 2021年9月7日 至 2022年3月7日	自 2022年3月8日 至 2022年9月6日
1. 1 投資信託財産（親投資信託）の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用	214,134円	202,044円

## 2. 2 分配金の計算過程

(自2021年9月7日 至2021年10月6日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(604,296円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金

(3,033,618円)及び分配準備積立金(67,042,420円)より分配対象額は70,680,334円(1万口当たり1,454.27円)であり、うち486,017円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自2021年10月7日 至2021年11月8日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(500,734円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(6,266,446円)、投資信託約款に規定される収益調整金

(3,018,594円)及び分配準備積立金(66,724,143円)より分配対象額は76,509,917円(1万口当たり1,584.41円)であり、うち482,891円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自2022年3月8日 至2022年4月6日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,405,850円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金

(3,059,475円)及び分配準備積立金(51,373,290円)より分配対象額は55,838,615円(1万口当たり1,204.97円)であり、うち463,401円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

(自2022年4月7日 至2022年5月6日)

計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,063,531円)及び分配準備積立金

(52,315,739円)より分配対象額は55,379,270円(1万口当たり1,194.97円)であり、うち463,435円(1万口当たり10円)を分配金額としております。

<p>(自2021年11月9日 至2021年12月6日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(110,864円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,019,533円)及び分配準備積立金(72,913,130円)より分配対象額は76,043,527円(1万口当たり1,576.71円)であり、うち19,291,671円(1万口当たり400円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2022年5月7日 至2022年6月6日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(234,588円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,055,826円)及び分配準備積立金(51,652,453円)より分配対象額は54,942,867円(1万口当たり1,190.05円)であり、うち461,683円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>
<p>(自2021年12月7日 至2022年1月6日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(812,623円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,143,731円)及び分配準備積立金(53,101,720円)より分配対象額は57,058,074円(1万口当たり1,193.74円)であり、うち477,977円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2022年6月7日 至2022年7月6日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(501,117円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,059,941円)及び分配準備積立金(51,425,358円)より分配対象額は54,986,416円(1万口当たり1,190.91円)であり、うち461,718円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>

<p>(自2022年1月7日 至2022年2月7日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,588円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,094,312円)及び分配準備積立金(52,528,538円)より分配対象額は55,628,438円(1万口当たり1,183.86円)であり、うち469,891円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2022年7月7日 至2022年8月8日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(912,584円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,058,389円)及び分配準備積立金(51,367,714円)より分配対象額は55,338,687円(1万口当たり1,200.71円)であり、うち460,883円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>
<p>(自2022年2月8日 至2022年3月7日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(505,898円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,095,401円)及び分配準備積立金(52,012,863円)より分配対象額は55,614,162円(1万口当たり1,184.63円)であり、うち469,463円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>	<p>(自2022年8月9日 至2022年9月6日)</p> <p>計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(504,694円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(3,010,978円)及び分配準備積立金(50,947,596円)より分配対象額は54,463,268円(1万口当たり1,201.85円)であり、うち453,163円(1万口当たり10円)を分配金額としております。</p>

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区 分	当 期
	自 2022年3月8日 至 2022年9月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	当 期
	2022年9月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種 類	前 期	当 期
	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	13,243,412	6,589,761

合計	13,243,412	6,589,761
----	------------	-----------

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前 期 2022年3月7日現在	当 期 2022年9月6日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当 期 自 2022年3月8日 至 2022年9月6日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前 期 2022年3月7日現在	当 期 2022年9月6日現在
1口当たり純資産額	0.9995円	1.0409円
(1万口当たり純資産額)	(9,995円)	(10,409円)

#### (4) 【附属明細表】

##### 第1 有価証券明細表

###### (1) 株式

該当事項はありません。

###### (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益 証券	ダイワ・外債ソブリン・マザーファン ド	41,315,078	77,812,817	
	ダイワ日本国債マザーファンド	61,952,139	77,341,050	
	ダイワ・グローバルREIT・マザー ファンド	20,521,015	76,859,409	
	ダイワJ-REITアクティブ・マ ザーファンド	21,712,948	78,477,107	
	ダイワ日本ハーモニーストック・マ ザーファンド	50,344,885	76,901,811	

	ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンド	20,502,506	78,204,758	
親投資信託受益証券	合計		465,596,952	
合計			465,596,952	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### （参考）

当ファンドは、「ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド」受益証券、「ダイワ日本国債マザーファンド」受益証券、「ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンド」受益証券、「ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンド」受益証券、「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」受益証券及び「ダイワ」-REITアクティブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの特定期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

### 「ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### 貸借対照表

	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
預金	106,994,534	134,245,582
コール・ローン	52,159,324	24,595,464
国債証券	17,191,681,857	16,433,888,358
特殊債券	980,087,944	1,096,709,788
派生商品評価勘定	15,751,735	5,015,799
未収入金	71,141,668	-
未収利息	153,509,782	121,871,153
前払費用	1,327,531	3,448,594
差入委託証拠金	129,604,450	151,428,018
流動資産合計	18,702,258,825	17,971,202,756

資産合計		18,702,258,825	17,971,202,756
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		-	16,001,500
未払解約金		60,919,501	9,245,301
流動負債合計		60,919,501	25,246,801
負債合計		60,919,501	25,246,801
純資産の部			
元本等			
元本	1	10,196,165,021	9,528,389,771
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金( )		8,445,174,303	8,417,566,184
元本等合計		18,641,339,324	17,945,955,955
純資産合計		18,641,339,324	17,945,955,955
負債純資産合計		18,702,258,825	17,971,202,756

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2022年3月8日 至 2022年9月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券及び特殊債券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p> <p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>
----------------------------	---

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
1. 1 期首	2021年9月7日	2022年3月8日
期首元本額	10,738,270,146円	10,196,165,021円
期中追加設定元本額	74,888,813円	66,512,654円
期中一部解約元本額	616,993,938円	734,287,904円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワF0Fs用外債ソブリン・オープン(適格機関投資家専用)	1,263,973,000円	1,236,028,316円
ダイワ外債ソブリン・オープン(毎月分配型)	632,873,018円	593,627,879円
ダイワ・バランス3資産(外債・海外リート・好配当日本株)	42,513,756円	43,075,815円
安定重視ポートフォリオ(奇数月分配型)	132,777,702円	129,570,425円
インカム重視ポートフォリオ(奇数月分配型)	231,489,527円	227,744,255円
成長重視ポートフォリオ(奇数月分配型)	326,215,520円	315,606,050円

京都応援バランスファンド (隔月分配型)	156,536,507円	- 円
6資産バランスファンド(分配型)	785,207,325円	750,568,672円
6資産バランスファンド(成長型)	104,292,470円	101,068,780円
ダイワ海外ソブリン・ファンド(毎月分配型)	4,131,901,069円	3,844,663,127円
世界6資産均等分散ファンド(毎月分配型)	42,898,749円	41,315,078円
ダイワ外債ソブリン・ファンド(毎月分配型)	172,018,871円	149,635,924円
兵庫応援バランスファンド(毎月分配型)	697,317,834円	653,068,430円
ダイワ・株/債券/コモディティ・バランスファンド	158,678,428円	156,234,707円
ダイワ資産分散インカムオープン(奇数月決算型)	694,052,134円	670,485,608円
ダイワ海外ソブリン・ファンド(1年決算型)	17,304,575円	24,634,340円
四国アライアンス 地域創生ファンド(年1回決算型)	482,483,893円	478,232,914円
四国アライアンス 地域創生ファンド(年2回決算型)	123,630,643円	112,829,451円
計	10,196,165,021円	9,528,389,771円
2. 期末日における受益権の総数	10,196,165,021口	9,528,389,771口

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2022年3月8日 至 2022年9月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。</p> <p>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動、金利変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。</p> <p>信託財産の効率的な運用に資すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	2022年9月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種 類	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
国債証券	442,121,883	1,000,494,692
特殊債券	22,343,732	25,202,828
合計	464,465,615	1,025,697,520

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2021年10月12日から2022年3月7日まで、及び2022年4月12日から2022年9月6日まで)を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

#### 通貨関連

種 類	2022年3月7日 現在				2022年9月6日 現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	330,299,750	-	320,098,120	10,201,630	710,462,137	-	722,593,540	12,131,403
アメリカ・ドル	57,509,750	-	57,507,400	2,350	-	-	-	-
ポーランド・ ズロチ	-	-	-	-	339,590,137	-	345,457,540	5,867,403
ユーロ	272,790,000	-	262,590,720	10,199,280	370,872,000	-	377,136,000	6,264,000
買 建	272,790,000	-	278,340,105	5,550,105	685,461,937	-	686,607,639	1,145,702
アメリカ・ドル	129,900,000	-	130,907,214	1,007,214	274,720,000	-	279,735,799	5,015,799
オーストラリア・ ドル	142,890,000	-	147,432,891	4,542,891	96,152,000	-	96,099,840	52,160
ノルウェー・ クローネ	-	-	-	-	314,589,937	-	310,772,000	3,817,937
合計	603,089,750	-	598,438,225	15,751,735	1,395,924,074	-	1,409,201,179	10,985,701

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
1口当たり純資産額	1.8283円	1.8834円
(1万口当たり純資産額)	(18,283円)	(18,834円)

附属明細表

#### 第1 有価証券明細表

##### (1) 株式

該当事項はありません。

##### (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	アメリカ・ドル	2.25% United States Treasury Note/Bond 20270815	6,307,800.000	6,000,294.750	
		1.125% United States Treasury Note/Bond 20400815	7,686,000.000	5,126,792.580	
		0.875% United States Treasury Note/Bond 20301115	19,807,400.000	16,537,594.400	
		2.25% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20520215	1,180,000.000	930,630.600	
		3% UNITED STATES TREASURY NOTE/BOND 20250715	2,000,000.000	1,976,640.000	
	アメリカ・ドル	小計		アメリカ・ドル 30,571,952.330	

			(4,288,327,754)	
イギリス・ポンド		イギリス・ポンド	イギリス・ポンド	
	1.5% United Kingdom Gilt 20260722	4,020,000.000	3,811,201.200	
	1.625% United Kingdom Gilt 20281022	3,200,000.000	2,985,280.000	
	0.625% United Kingdom Gilt 20501022	1,400,000.000	738,836.000	
	0.25% United Kingdom Gilt 20310731	3,095,700.000	2,451,113.340	
	4.25% United Kingdom Gilt 20320607	900,000.000	1,000,503.000	
	5% United Kingdom Gilt 20250307	315,900.000	330,263.970	
	4.25% United Kingdom Gilt 20461207	1,000,000.000	1,156,510.000	
イギリス・ポンド 小計			イギリス・ポンド 12,473,707.510 (2,027,476,418)	
オーストラリア・ドル		オーストラリア・ドル	オーストラリア・ドル	
	4.75% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20270421	557,000.000	589,874.140	
	3.25% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20290421	2,900,000.000	2,858,617.000	
	4.5% AUSTRALIAN GOVERNMENT BOND 20330421	19,000,000.000	20,387,380.000	
オーストラリア・ドル 小計			オーストラリア・ドル 23,835,871.140 (2,283,238,097)	
カナダ・ドル		カナダ・ドル	カナダ・ドル	
	3.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20451201	1,500,000.000	1,599,465.000	
	2.75% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20481201	1,700,000.000	1,605,990.000	
	0.5% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20301201	10,246,000.000	8,305,714.980	
	2% CANADIAN GOVERNMENT BOND 20320601	1,000,000.000	908,250.000	
カナダ・ドル 小計			カナダ・ドル	

			12,419,419.980 (1,329,995,686)	
スウェーデン・ クローナ	1.5% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20231113	スウェーデン・クローナ 13,630,000.000	スウェーデン・クローナ 13,523,140.800	
	1% SWEDISH GOVERNMENT BOND 20261112	14,230,000.000	13,555,640.300	
スウェーデン・クローナ 小計			スウェーデン・クローナ 27,078,781.100 (352,836,518)	
デンマーク・ク ローネ	4.5% DANISH GOVERNMENT BOND 20391115	デンマーク・クローネ 5,500,000.000	デンマーク・クローネ 7,458,330.000	
	1.75% DANISH GOVERNMENT BOND 20251115	20,200,000.000	20,404,020.000	
デンマーク・クローネ 小計			デンマーク・クローネ 27,862,350.000 (523,533,557)	
ノルウェー・ク ローネ	3% NORWEGIAN GOVERNMENT BOND 20240314	ノルウェー・クローネ 20,000,000.000	ノルウェー・クローネ 19,915,800.000	
ノルウェー・クローネ 小計			ノルウェー・クローネ 19,915,800.000 (281,808,570)	
ポーランド・ズ ロチ	2.25% Poland Government Bond 20241025	ポーランド・ズロチ 3,500,000.000	ポーランド・ズロチ 3,204,495.000	
	0.75% Poland Government Bond 20250425	6,000,000.000	5,193,000.000	
	1.25% Poland Government Bond 20301025	8,000,000.000	5,563,600.000	
	2.75% Poland Government Bond 20280425	25,000,000.000	20,856,000.000	
ポーランド・ズロチ 小計			ポーランド・ズロチ 34,817,095.000 (1,032,372,129)	
ユーロ		ユーロ	ユーロ	

		2.5% GERMAN GOVERNMENT BOND 20460815	695,000.000	807,034.000	
		3.25% FRENCH GOVERNMENT BOND 20450525	6,210,400.000	6,913,789.900	
		FRENCH GOVERNMENT BOND 20320525	1,200,000.000	980,100.000	
		3.75% Belgium Government Bond 20450622	1,950,000.000	2,287,954.500	
		1% IRISH TREASURY 20260515	1,172,000.000	1,152,826.080	
		1.1% IRISH TREASURY 20290515	2,387,600.000	2,278,653.810	
		1.95% SPANISH GOVERNMENT BOND 20260430	6,660,000.000	6,700,093.200	
		1.4% SPANISH GOVERNMENT BOND 20280430	9,136,000.000	8,807,560.800	
		1.2% SPANISH GOVERNMENT BOND 20401031	1,300,000.000	950,170.000	
	ユーロ 小計			ユーロ 30,878,182.290 (4,314,299,629)	
国債証券 合計				16,433,888,358 [16,433,888,358]	
特殊債券	カナダ・ドル	2.55% CANADA HOUSING TRUST 20250315	カナダ・ドル 2,815,000.000	カナダ・ドル 2,740,261.750	
		2.25% CANADA HOUSING TRUST 20251215	7,830,000.000	7,500,748.500	
	カナダ・ドル 小計		カナダ・ドル 10,241,010.250 (1,096,709,788)		
特殊債券 合計				1,096,709,788 [1,096,709,788]	
合計				17,530,598,146 [17,530,598,146]	

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における ( ) 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [ ] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	国債証券 5銘柄	100%	24.5%

イギリス・ポンド	国債証券	7銘柄	100%	11.6%
オーストラリア・ドル	国債証券	3銘柄	100%	13.0%
カナダ・ドル	国債証券	4銘柄	100%	13.8%
	特殊債券	2銘柄		
スウェーデン・クローナ	国債証券	2銘柄	100%	2.0%
デンマーク・クローネ	国債証券	2銘柄	100%	3.0%
ノルウェー・クローネ	国債証券	1銘柄	100%	1.6%
ポーランド・ズロチ	国債証券	4銘柄	100%	5.9%
ユーロ	国債証券	9銘柄	100%	24.6%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

「ダイワ日本国債マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	388,437,566	323,418,232
国債証券	138,636,363,180	124,633,768,340
未收利息	879,840,443	842,074,634
前払費用	17,725,472	26,691,501
流動資産合計	139,922,366,661	125,825,952,707
資産合計	139,922,366,661	125,825,952,707
負債の部		
流動負債		
未払解約金	29,915,167	42,454,356
流動負債合計	29,915,167	42,454,356
負債合計	29,915,167	42,454,356
純資産の部		
元本等		
元本	1 111,400,904,434	100,756,021,737

剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	28,491,547,060	25,027,476,614
元本等合計	139,892,451,494	125,783,498,351
純資産合計	139,892,451,494	125,783,498,351
負債純資産合計	139,922,366,661	125,825,952,707

## 注記表

## （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 2022年3月8日 至 2022年9月6日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（但し、売気配相場は使用しない）、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）等で評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

区 分	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
1. 1 期首	2021年9月7日	2022年3月8日
期首元本額	124,204,597,051円	111,400,904,434円
期中追加設定元本額	478,317,079円	536,274,457円
期中一部解約元本額	13,282,009,696円	11,181,157,154円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ日本国債ファンドV A （適格機関投資家専用）	38,733円	38,576円
安定重視ポートフォリオ（奇 数月分配型）	195,502,948円	196,321,519円
6資産バランスファンド（分 配型）	230,429,306円	225,621,865円

6 資産バランスファンド(成長型)	152,772,458円	152,766,114円
ダイワ日本国債ファンド(毎月分配型)	102,218,776,136円	92,240,288,700円
世界6資産均等分散ファンド(毎月分配型)	63,552,269円	61,952,139円
ダイワ・株/債券/コモディティ・バランスファンド	33,456,526円	34,260,967円
ダイワ日本国債ファンド(年1回決算型)	8,410,334,427円	7,844,771,857円
目標利回り追求型債券ファンド	96,041,631円	- 円
計	111,400,904,434円	100,756,021,737円
2. 期末日における受益権の総数	111,400,904,434口	100,756,021,737口

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2022年3月8日 至 2022年9月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、金利変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	2022年9月6日現在
-----	-------------

1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
国債証券	2,472,267,970	1,479,112,260
合計	2,472,267,970	1,479,112,260

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2021年3月11日から2022年3月7日まで、及び2022年3月11日から2022年9月6日まで)を指しております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
1口当たり純資産額	1.2558円	1.2484円
(1万口当たり純資産額)	(12,558円)	(12,484円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
-----	-----	-------------	------------	----

国債証券	1	30年国債	4,150,000,000	4,917,335,000	
	4	30年国債	300,000,000	365,220,000	
	12	30年国債	4,100,000,000	4,872,686,000	
	15	30年国債	2,700,000,000	3,349,350,000	
	16	30年国債	3,900,000,000	4,848,792,000	
	19	30年国債	2,900,000,000	3,554,965,000	
	20	30年国債	3,800,000,000	4,762,122,000	
	23	30年国債	2,800,000,000	3,531,192,000	
	24	30年国債	4,000,000,000	5,049,200,000	
	26	30年国債	2,600,000,000	3,253,796,000	
	59	20年国債	2,695,000,000	2,709,094,850	
	61	20年国債	1,000,000,000	1,006,110,000	
	63	20年国債	4,500,000,000	4,568,985,000	
	65	20年国債	200,000,000	205,198,000	
	68	20年国債	3,425,000,000	3,546,073,750	
	70	20年国債	4,338,000,000	4,531,344,660	
	75	20年国債	3,374,000,000	3,561,931,800	
	80	20年国債	4,373,000,000	4,640,889,980	
	86	20年国債	3,500,000,000	3,794,315,000	
	88	20年国債	4,160,000,000	4,533,984,000	
	94	20年国債	3,600,000,000	3,944,340,000	
	95	20年国債	3,905,000,000	4,331,504,100	
	101	20年国債	3,460,000,000	3,907,447,200	
	102	20年国債	3,900,000,000	4,424,706,000	
	110	20年国債	3,600,000,000	4,065,876,000	
	111	20年国債	3,700,000,000	4,216,409,000	
	116	20年国債	2,100,000,000	2,413,404,000	
	118	20年国債	900,000,000	1,024,155,000	
	121	20年国債	4,500,000,000	5,100,930,000	
	125	20年国債	2,500,000,000	2,915,750,000	
130	20年国債	4,500,000,000	5,134,455,000		
134	20年国債	2,600,000,000	2,983,500,000		
137	20年国債	200,000,000	228,020,000		
140	20年国債	4,500,000,000	5,136,255,000		
145	20年国債	2,800,000,000	3,204,432,000		
国債証券 合計				124,633,768,340	
合計				124,633,768,340	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

### 「ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

#### 貸借対照表

	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	2,855,888	-
コール・ローン	1,248,957	1,590,104
株式	1,287,649,383	1,289,484,790
未収入金	-	32,922,239
未収配当金	1,773,539	1,959,224
流動資産合計	1,293,527,767	1,325,956,357
資産合計	1,293,527,767	1,325,956,357
負債の部		
流動負債		
前受金	-	27,268,171
未払解約金	-	1,000,000
流動負債合計	-	28,268,171
負債合計	-	28,268,171
純資産の部		
元本等		
元本	1 366,145,284	340,205,998
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	927,382,483	957,482,188
元本等合計	1,293,527,767	1,297,688,186
純資産合計	1,293,527,767	1,297,688,186
負債純資産合計	1,293,527,767	1,325,956,357

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2022年3月8日 至 2022年9月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p>

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
1. 1 期首	2021年9月7日	2022年3月8日
期首元本額	379,642,691円	366,145,284円
期中追加設定元本額	14,641,037円	3,591,713円
期中一部解約元本額	28,138,444円	29,530,999円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
6 資産バランスファンド(分配型)	77,854,356円	72,723,881円
6 資産バランスファンド(成長型)	266,506,166円	246,979,611円
世界6資産均等分散ファンド(毎月分配型)	21,784,762円	20,502,506円
計	366,145,284円	340,205,998円
2. 期末日における受益権の総数	366,145,284口	340,205,998口

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2022年3月8日 至 2022年9月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2. 金融商品の内容及びリスク	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。</p> <p>これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク（価格変動、為替変動等）、信用リスク、流動性リスクであります。</p> <p>外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	2022年9月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	<p>金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
2. 金融商品の時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	26,334,180	46,037,958
合計	26,334,180	46,037,958

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2021年9月7日から2022年3月7日まで、及び2022年3月8日から2022年9月6日まで)を指しております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
-------------	-------------

該当事項はありません。	該当事項はありません。
-------------	-------------

## (1口当たり情報)

	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
1口当たり純資産額	3.5328円	3.8144円
(1万口当たり純資産額)	(35,328円)	(38,144円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル		株	アメリカ・ドル	アメリカ・ドル	
	PALO ALTO NETWORKS INC	20	539.200	10,784.000	
	ABBOTT LABORATORIES	200	102.500	20,500.000	
	ADOBE INC	25	368.140	9,203.500	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	225	186.890	42,050.250	
	AUTOZONE INC	35	2,120.880	74,230.800	
	MOODY'S CORP	40	284.400	11,376.000	
	DEVON ENERGY CORP	300	70.340	21,102.000	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	350	238.480	83,468.000	
	HESS CORP	150	120.910	18,136.500	
	DANAHER CORP	325	269.420	87,561.500	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	150	101.280	15,192.000	
	TE CONNECTIVITY LTD	300	123.890	37,167.000	
	APPLE INC	4,425	155.810	689,459.250	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	285	41.300	11,770.500	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	425	277.670	118,009.750	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	100	68.610	6,861.000	
	JPMORGAN CHASE & CO	425	113.710	48,326.750	
	CADENCE DESIGN SYS INC	450	168.170	75,676.500	
	DOLLAR GENERAL CORP	275	242.600	66,715.000	
SERVICENOW INC	20	434.510	8,690.200		
CATERPILLAR INC	50	180.830	9,041.500		
CISCO SYSTEMS INC	130	44.590	5,796.700		
MORGAN STANLEY	900	86.400	77,760.000		
MSCI INC	75	451.950	33,896.250		
BROADCOM INC	55	500.220	27,512.100		

DEERE & CO	25	362.220	9,055.500	
QUANTA SERVICES INC	775	140.600	108,965.000	
VALMONT INDUSTRIES	200	270.000	54,000.000	
NASDAQ INC	75	59.680	4,476.000	
CARLISLE COS INC	200	295.960	59,192.000	
AECOM	700	71.670	50,169.000	
AMETEK INC	100	117.830	11,783.000	
WESCO INTERNATIONAL INC	200	131.860	26,372.000	
COSTCO WHOLESALE CORP	190	519.110	98,630.900	
EPAM SYSTEMS INC	125	412.140	51,517.500	
DYCOM INDUSTRIES INC	500	109.980	54,990.000	
MERCADOLIBRE INC	20	855.910	17,118.200	
T-MOBILE US INC	700	141.980	99,386.000	
COCA-COLA CO/THE	2,500	61.150	152,875.000	
CSX CORP	500	31.240	15,620.000	
AMAZON.COM INC	2,550	127.510	325,150.500	
EXXON MOBIL CORP	1,850	95.590	176,841.500	
FORD MOTOR CO	2,000	15.160	30,320.000	
NEXTERA ENERGY INC	1,700	85.110	144,687.000	
UNITED RENTALS INC	40	289.710	11,588.400	
FASTENAL CO	500	50.470	25,235.000	
FISERV INC	850	101.440	86,224.000	
GOLDMAN SACHS GROUP INC	295	331.480	97,786.600	
ALPHABET INC-CL C	2,300	108.680	249,964.000	
HOME DEPOT INC	350	291.900	102,165.000	
ENPHASE ENERGY INC	375	279.070	104,651.250	
HUBBELL INC	300	206.340	61,902.000	
ZOETIS INC	25	156.980	3,924.500	
JOHNSON & JOHNSON	450	162.740	73,233.000	
ABBVIE INC	250	136.280	34,070.000	
KLA CORP	100	335.250	33,525.000	
LOWE'S COS INC	175	195.510	34,214.250	
ELI LILLY & CO	335	301.330	100,945.550	
MCDONALD'S CORP	400	254.510	101,804.000	
META PLATFORMS INC CLASS A	75	160.320	12,024.000	
S&P GLOBAL INC	100	347.630	34,763.000	
METLIFE INC	975	65.060	63,433.500	
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	10	1,195.020	11,950.200	

ROCKWELL AUTOMATION INC	250	238.010	59,502.500	
MERCK & CO. INC.	525	86.230	45,270.750	
MARSH & MCLENNAN COS	300	160.270	48,081.000	
MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	200	154.230	30,846.000	
NIKE INC -CL B	200	105.740	21,148.000	
NORTHROP GRUMMAN CORP	125	476.950	59,618.750	
OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	200	68.770	13,754.000	
LINDE PLC	100	277.710	27,771.000	
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	70	702.700	49,189.000	
PFIZER INC	850	45.700	38,845.000	
XCEL ENERGY INC	450	74.410	33,484.500	
PROCTER & GAMBLE CO/THE	500	137.160	68,580.000	
EXELON CORP	200	44.080	8,816.000	
CONOCOPHILLIPS	850	110.260	93,721.000	
PEPSICO INC	875	170.660	149,327.500	
CORTEVA INC	1,100	61.240	67,364.000	
PRUDENTIAL FINANCIAL INC	75	94.890	7,116.750	
ACCENTURE PLC-CL A	135	284.070	38,349.450	
QUALCOMM INC	150	128.480	19,272.000	
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	400	74.440	29,776.000	
REPUBLIC SERVICES INC	425	142.790	60,685.750	
CHEVRON CORP	600	157.850	94,710.000	
TESLA INC	700	270.210	189,147.000	
SYNOPSYS INC	205	330.560	67,764.800	
AT&T INC	200	17.190	3,438.000	
ON SEMICONDUCTOR CORP	600	67.510	40,506.000	
SEMPRA ENERGY	500	166.800	83,400.000	
TEXAS INSTRUMENTS INC	200	163.000	32,600.000	
SALESFORCE.COM INC	100	153.690	15,369.000	
UNION PACIFIC CORP	150	223.940	33,591.000	
RAYTHEON TECHNOLOGIES CORP	300	87.590	26,277.000	
ANTERO RESOURCES CORP	600	39.520	23,712.000	
UNITEDHEALTH GROUP INC	400	516.350	206,540.000	
ULTA BEAUTY INC	80	423.080	33,846.400	
ELEVANCE HEALTH INC	100	481.990	48,199.000	
WALT DISNEY CO/THE	400	111.200	44,480.000	
WELLS FARGO & CO	1,500	43.380	65,070.000	
WASTE MANAGEMENT INC	500	168.450	84,225.000	

TRACTOR SUPPLY COMPANY	100	187.600	18,760.000	
TJX COMPANIES INC	700	63.520	44,464.000	
VISA INC-CLASS A SHARES	475	197.760	93,936.000	
WILLSCOT MOBILE MINI HOLDINGS CORP	1,300	39.950	51,935.000	
NVIDIA CORP	375	136.470	51,176.250	
BJS WHOLESALE CLUB HOLDINGS INC	1,400	73.370	102,718.000	
THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	170	543.550	92,403.500	
JACOBS SOLUTIONS INC	100	118.800	11,880.000	
MASTERCARD INC - A	275	322.560	88,704.000	
BANK OF AMERICA CORP	1,500	33.430	50,145.000	
AMERICAN EXPRESS CO	550	149.790	82,384.500	
ANALOG DEVICES INC	100	148.630	14,863.000	
ADVANCED MICRO DEVICES	150	80.240	12,036.000	
AVERY DENNISON CORP	300	185.480	55,644.000	
EMERSON ELECTRIC CO	175	81.750	14,306.250	
AON PLC-CLASS A	100	278.340	27,834.000	
EATON CORP PLC	400	137.300	54,920.000	
CONSTELLATION BRANDS INC-A	150	244.850	36,727.500	
CME GROUP INC	85	194.690	16,548.650	
SCHWAB (CHARLES) CORP	500	70.340	35,170.000	
WW GRAINGER INC	100	555.310	55,531.000	
CINTAS CORP	125	405.790	50,723.750	
MICROSOFT CORP	1,850	256.060	473,711.000	
CVS HEALTH CORP	575	99.440	57,178.000	
BLACKROCK INC	80	658.060	52,644.800	
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	1,100	60.730	66,803.000	
CHUBB LTD	250	190.880	47,720.000	
PAYPAL HOLDINGS INC	225	91.130	20,504.250	
ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	75	248.320	18,624.000	
PROGRESSIVE CORP	600	122.410	73,446.000	
STARBUCKS CORP	50	82.940	4,147.000	
INTUIT INC	220	420.060	92,413.200	
BOSTON SCIENTIFIC CORP	800	40.490	32,392.000	
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	325	281.040	91,338.000	
COMCAST CORP-CLASS A	100	35.760	3,576.000	

アメリカ・ドル 小計				アメリカ・ドル 8,505,541.200 (1,193,072,264)	
イギリス・ポンド		株	イギリス・ポンド	イギリス・ポンド	
	BHP GROUP PLC	1,075	22.275	23,945.620	
	BP PLC	7,700	4.633	35,677.950	
	GLENCORE PLC	2,000	4.715	9,430.000	
	ASTRAZENECA PLC	650	106.480	69,212.000	
イギリス・ポンド 小計				イギリス・ポンド 138,265.570 (22,473,686)	
カナダ・ドル		株	カナダ・ドル	カナダ・ドル	
	BANK OF MONTREAL	200	121.780	24,356.000	
	NUTRIEN LTD	100	120.820	12,082.000	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	250	72.270	18,067.500	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	300	153.760	46,128.000	
カナダ・ドル 小計				カナダ・ドル 100,633.500 (10,776,842)	
スイス・フラン		株	スイス・フラン	スイス・フラン	
	ROCHE HOLDING AG- GENUSSCHEIN	150	319.200	47,880.000	
	ABB LTD-REG	400	26.730	10,692.000	
	NESTLE SA-REG	800	113.000	90,400.000	
	NOVARTIS AG-REG	285	79.820	22,748.700	
スイス・フラン 小計				スイス・フラン 171,720.700 (24,657,375)	
デンマーク・クローネ		株	デンマーク・クローネ	デンマーク・クローネ	
	NOVO NORDISK A/S-B	325	782.800	254,410.000	
デンマーク・クローネ 小計				デンマーク・クローネ 254,410.000 (4,780,364)	
ユーロ		株	ユーロ	ユーロ	
	SIEMENS AG-REG	50	102.060	5,103.000	
	RWE AG	900	39.000	35,100.000	
	SAP SE	25	84.510	2,112.750	
	ASML HOLDING NV	85	477.200	40,562.000	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	125	118.400	14,800.000	

	L'OREAL	125	341.650	42,706.250	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	100	635.000	63,500.000	
	AIRBUS SE	25	96.860	2,421.500	
	STMICROELECTRONICS NV	300	34.695	10,408.500	
ユーロ 小計				ユーロ 216,714.000 (30,279,280)	
香港・ドル	株		香港・ドル	香港・ドル	
	CHINA RESOURCES BEER HOLDING	2,000	51.300	102,600.000	
	AIA GROUP LTD	1,200	75.150	90,180.000	
香港・ドル 小計				香港・ドル 192,780.000 (3,444,979)	
合計				1,289,484,790 [1,289,484,790]	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

(注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における[ ]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 136銘柄	100%	92.6%
イギリス・ポンド	株式 4銘柄	100%	1.7%
カナダ・ドル	株式 4銘柄	100%	0.8%
スイス・フラン	株式 4銘柄	100%	1.9%
デンマーク・クローネ	株式 1銘柄	100%	0.4%
ユーロ	株式 9銘柄	100%	2.3%
香港・ドル	株式 2銘柄	100%	0.3%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 「ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
	金額（円）	金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	65,840,333	26,096,256
株式	1,139,915,720	1,262,707,400
未収配当金	590,175	68,000
流動資産合計	1,206,346,228	1,288,871,656
資産合計	1,206,346,228	1,288,871,656
負債の部		
流動負債		
流動負債合計	-	-
負債合計	-	-
純資産の部		
元本等		
元本	1 842,292,124	843,798,678
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	364,054,104	445,072,978
元本等合計	1,206,346,228	1,288,871,656
純資産合計	1,206,346,228	1,288,871,656
負債純資産合計	1,206,346,228	1,288,871,656

## 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区 分	自 2022年3月8日 至 2022年9月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式

2. 収益及び費用の計上基準	<p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p> <p>受取配当金</p> <p>原則として、株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>
----------------	--

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
1. 1 期首	2021年9月7日	2022年3月8日
期首元本額	858,569,638円	842,292,124円
期中追加設定元本額	11,967,549円	35,310,997円
期中一部解約元本額	28,245,063円	33,804,443円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
6 資産バランスファンド(分		
配型)	179,079,057円	181,105,473円
6 資産バランスファンド(成		
長型)	612,868,182円	612,348,320円
世界6資産均等分散ファンド		
(毎月分配型)	50,344,885円	50,344,885円
計	842,292,124円	843,798,678円
2. 期末日における受益権の総数	842,292,124口	843,798,678口

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2022年3月8日 至 2022年9月6日
1. 金融商品に対する取組方針	<p>当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。</p>

2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	2022年9月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	187,224,327	60,850,965
合計	187,224,327	60,850,965

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2021年9月7日から2022年3月7日まで、及び2022年3月8日から2022年9月6日まで)を指しております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
1口当たり純資産額 （1万口当たり純資産額）	1.4322円 (14,322円)	1.5275円 (15,275円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
味の素	8,000	3,799.00	30,392,000	
旭化成	35,000	1,024.50	35,857,500	
日産化学	2,000	6,900.00	13,800,000	
イビデン	2,500	4,300.00	10,750,000	
信越化学	2,400	16,225.00	38,940,000	
協和キリン	12,100	3,095.00	37,449,500	
野村総合研究所	7,800	3,705.00	28,899,000	
テルモ	9,500	4,455.00	42,322,500	
第一三共	15,000	4,219.00	63,285,000	
オリエンタルランド	2,900	18,925.00	54,882,500	
Zホールディングス	44,800	408.50	18,300,800	
富士フイルムHLDGS	3,200	7,006.00	22,419,200	
住友電工	23,500	1,593.50	37,447,250	
リクルートホールディングス	9,000	4,634.00	41,706,000	
ディスコ	300	33,500.00	10,050,000	
SMC	300	64,890.00	19,467,000	
ダイキン工業	2,400	24,030.00	57,672,000	
ダイフク	3,400	7,770.00	26,418,000	
日立	8,300	6,916.00	57,402,800	
日本電産	1,000	9,103.00	9,103,000	
ソニーグループ	6,200	10,775.00	66,805,000	
デンソー	3,500	7,208.00	25,228,000	
村田製作所	1,800	7,375.00	13,275,000	
トヨタ自動車	39,200	2,048.50	80,301,200	
任天堂	1,300	57,080.00	74,204,000	
東京エレクトロン	500	42,700.00	21,350,000	

ユニ・チャーム	8,000	4,601.00	36,808,000	
三菱UFJフィナンシャルG	78,000	718.30	56,027,400	
三井住友フィナンシャルG	11,500	4,212.00	48,438,000	
東京海上HD	7,300	7,583.00	55,355,900	
三井不動産	12,300	2,815.50	34,630,650	
日本電信電話	14,600	3,727.00	54,414,200	
NTTデータ	12,000	1,931.00	23,172,000	
ファーストリテイリング	200	80,670.00	16,134,000	
合計			1,262,707,400	

## (2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 「ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	4,222,940,714	2,568,912,276
コール・ローン	1,409,811,275	237,507,862
投資証券	94,023,394,164	97,083,649,867
派生商品評価勘定	208,679	115,600
未収入金	125,037,275	23,873,920
未収配当金	90,346,403	254,448,526
流動資産合計	99,871,738,510	100,168,508,051
資産合計	99,871,738,510	100,168,508,051
負債の部		

流動負債		
派生商品評価勘定	80,168	244,800
未払金	899,386,338	249,540,886
未払解約金	14,000,000	33,000,000
流動負債合計	913,466,506	282,785,686
負債合計	913,466,506	282,785,686
純資産の部		
元本等		
元本	1 28,190,028,416	26,669,001,515
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	70,768,243,588	73,216,720,850
元本等合計	98,958,272,004	99,885,722,365
純資産合計	98,958,272,004	99,885,722,365
負債純資産合計	99,871,738,510	100,168,508,051

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2022年3月8日 至 2022年9月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	為替予約取引

	<p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資証券の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

区 分	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
1. 1 期首	2021年9月7日	2022年3月8日
期首元本額	27,051,894,735円	28,190,028,416円
期中追加設定元本額	2,447,522,644円	852,032,385円
期中一部解約元本額	1,309,388,963円	2,373,059,286円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ・グローバルREI	22,969,544,682円	21,469,923,329円
T・オープン（毎月分配型）		
ダイワ・バランス3資産（外債・海外リート・好配当日本株）	22,359,902円	21,230,905円
安定重視ポートフォリオ（奇数月分配型）	9,720,738円	8,982,737円

インカム重視ポートフォリオ (奇数月分配型)	8,303,329円	7,805,961円
成長重視ポートフォリオ(奇 数月分配型)	41,487,870円	38,679,507円
6資産バランスファンド(分 配型)	79,859,608円	73,479,582円
6資産バランスファンド(成 長型)	217,014,516円	199,884,958円
りそな ワールド・リート・ ファンド	1,025,518,153円	973,467,514円
世界6資産均等分散ファンド (毎月分配型)	22,102,543円	20,521,015円
常陽3分法ファンド	97,872,159円	92,469,284円
ダイワ資産分散インカムオー プン(奇数月決算型)	25,095,769円	22,872,037円
ダイワ・グローバルR E I T・オープン(為替ヘッジあ り/毎月分配型)	41,781,442円	56,322,245円
ダイワ・グローバルR E I T・オープン(為替ヘッジな し/資産成長型)	810,610,523円	628,341,037円
ダイワ・グローバルR E I T・オープン(為替ヘッジあ り/資産成長型)	392,855,370円	599,705,160円
D Cダイワ・ワールドアセッ ト(六つの羽/安定コース)	308,866,071円	316,561,063円
D Cダイワ・ワールドアセッ ト(六つの羽/6分散コー ス)	394,122,933円	412,890,096円
D Cダイワ・ワールドアセッ ト(六つの羽/成長コース)	576,387,091円	630,939,647円
グローバルR E I Tファンド 2021-07(適格機関投資家専 用)	881,939,728円	844,256,696円
ライフハーモニー(ダイワ世 界資産分散ファンド)(分配 型)	222,706,686円	209,952,116円
ダイワ外国3資産バランス・ ファンド(部分為替ヘッジあ り)	19,228,773円	17,952,068円
ダイワ外国3資産バランス・ ファンド(為替ヘッジなし)	22,650,530円	22,764,558円

計	28,190,028,416円	26,669,001,515円
2. 期末日における受益権の総数	28,190,028,416口	26,669,001,515口

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2022年3月8日 至 2022年9月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。 外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	2022年9月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表 計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。  (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。  (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	1,811,796,123	11,535,809,154
合計	1,811,796,123	11,535,809,154

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間(2021年9月16日から2022年3月7日まで、及び2022年3月16日から2022年9月6日まで)を指しております。

## (デリバティブ取引に関する注記)

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## 通貨関連

種 類	2022年3月7日 現在				2022年9月6日 現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売 建	83,725,072	-	83,723,700	1,372	344,650,700	-	344,779,900	129,200
アメリカ・ドル	66,729,216	-	66,727,708	1,508	-	-	-	-
オーストラリア・ドル	-	-	-	-	114,688,800	-	114,933,600	244,800
シンガポール・ドル	-	-	-	-	90,153,900	-	90,129,600	24,300
ユーロ	16,995,856	-	16,995,992	136	139,808,000	-	139,716,700	91,300
買 建	83,725,072	-	83,852,211	127,139	-	-	-	-
アメリカ・ドル	16,995,856	-	17,074,568	78,712	-	-	-	-
イギリス・ポンド	41,775,324	-	41,698,214	77,110	-	-	-	-

オーストラリア・ドル	22,565,023	-	22,693,482	128,459	-	-	-	-
シンガポール・ドル	2,388,869	-	2,385,947	2,922	-	-	-	-
合計	167,450,144	-	167,575,911	128,511	344,650,700	-	344,779,900	129,200

## (注) 1. 時価の算定方法

- (1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

- (2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。  
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

## (1口当たり情報)

	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
1口当たり純資産額	3.5104円	3.7454円
(1万口当たり純資産額)	(35,104円)	(37,454円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	SIMON PROPERTY GROUP INC	200,280	20,134,148.400	
		EQUINIX INC	21,552	13,602,760.320	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	401,683	6,933,048.580	

	KIMCO REALTY CORP	535,466	11,367,943.180	
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC CLASS	267,456	6,410,920.320	
	INVITATION HOMES INC	707,537	25,803,874.390	
	AMERICOLD REALTY TRUST	361,289	10,473,768.110	
	VICI PROPERTIES INC	111,034	3,627,480.780	
	APARTMENT INCOME REIT CO	143,284	5,888,972.400	
	REXFORD INDUSTRIAL REALTY IN	112,864	6,906,148.160	
	DIGITAL CORE REIT UNITS	6,827,856	5,359,866.960	
	SPIRIT REALTY CAPITAL INC	146,044	5,865,127.040	
	SUN COMMUNITIES INC	81,031	12,255,128.440	
	PROLOGIS INC	168,969	20,595,631.410	
	CAMDEN PROPERTY TRUST	67,623	8,567,157.870	
	COUSINS PROPERTIES INC	159,668	4,280,699.080	
	SITE CENTERS CORP	98,480	1,261,528.800	
	DUKE REALTY CORP	377,706	21,797,413.260	
	ESSEX PROPERTY TRUST INC	17,460	4,644,010.800	
	FIRST INDUSTRIAL REALTY TR	73,218	3,653,578.200	
	WELLTOWER INC	345,067	26,166,430.610	
	HEALTHPEAK PROPERTIES INC	278,299	7,196,812.140	
	HIGHWOODS PROPERTIES INC	109,582	3,297,322.380	
	MID-AMERICA APARTMENT COMM	68,779	11,294,887.380	
	REALTY INCOME CORP	353,457	23,925,504.330	
	PUBLIC STORAGE	83,528	27,813,988.720	
	UDR INC	301,058	13,643,948.560	
	AGREE REALTY CORP	54,590	4,045,119.000	
	DIGITAL REALTY TRUST INC	154,007	18,215,947.960	
	EXTRA SPACE STORAGE INC	81,803	16,327,878.800	
	アメリカ・ドル 小計		アメリカ・ドル 351,357,046.380 (49,284,852,895)	
	イギリス・ポンド		イギリス・ポンド	
	INDUSTRIALS REIT LIMITED LTD	1,757,036	2,995,746.380	
	ASSURA PLC	9,165,898	5,861,591.770	
	LXI REIT PLC	7,106,676	10,517,880.480	
	URBAN LOGISTICS REIT PLC	1,782,367	2,949,817.380	
	HOME REIT PLC	3,345,626	3,807,322.380	
	SEGRO PLC	996,727	9,145,966.950	

	UNITE GROUP PLC/THE	618,893	6,498,376.500	
	BRITISH LAND CO PLC	1,402,704	5,788,959.400	
	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	493,612	2,497,676.720	
	WORKSPACE GROUP PLC	188,470	961,197.000	
	SAFESTORE HOLDINGS PLC	500,239	5,177,473.650	
	BIG YELLOW GROUP PLC	174,482	2,135,659.680	
	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	1,242,874	2,547,891.700	
	TRITAX BIG BOX REIT PLC	4,198,219	6,775,925.460	
イギリス・ポンド 小計			イギリス・ポンド 67,661,485.450 (10,997,697,845)	
オーストラリア・ドル	DEXUS/AU	2,778,257	23,420,706.510	
	HEALTHCO HEALTHCARE & WELLNESS REI	4,313,006	7,547,760.500	
	NATIONAL STORAGE REIT	5,835,127	14,121,007.340	
	MIRVAC GROUP	4,589,534	9,454,440.040	
	GOODMAN GROUP	2,674,429	50,412,986.650	
	CHARTER HALL GROUP	2,567,318	32,964,363.120	
	INGENIA COMMUNITIES GROUP	3,389,519	14,134,294.230	
オーストラリア・ドル 小計			オーストラリア・ドル 152,055,558.390 (14,565,401,937)	
カナダ・ドル	RIOCAN REAL ESTATE INVST TR	933,876	18,640,164.960	カナダ・ドル
カナダ・ドル 小計			カナダ・ドル 18,640,164.960 (1,996,175,266)	
シンガポール・ドル	FRASERS LOGISTICS & COMMERC I	12,984,600	17,659,056.000	
	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	5,945,700	16,945,245.000	
	KEPPEL REIT	13,749,100	14,711,537.000	
	PARKWAYLIFE REAL ESTATE	5,580,477	26,618,875.290	
シンガポール・ドル 小計			シンガポール・ドル 75,934,713.290 (7,605,620,883)	
ニュージーランド・ドル			ニュージーランド・ドル	

	GOODMAN PROPERTY TRUST	4,826,676	10,473,886.920
ニュージーランド・ドル 小計			ニュージーランド・ドル 10,473,886.920 (900,335,319)
ユーロ	EUROCOMMERCIAL PROPERTIES NV	258,580	ユーロ 5,244,002.400
	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	132,449	6,626,423.470
	ICADE	102,761	4,554,367.520
	ARGAN	36,327	3,178,612.500
	KLEPIERRE	550,041	11,028,322.050
	COVIVIO	96,496	5,268,681.600
	AEDIFICA	95,772	8,978,625.000
	COFINIMMO	13,300	1,336,650.000
	WAREHOUSES DE PAUW SCA	188,120	5,511,916.000
	XIOR STUDENT HOUSING NV	78,394	3,026,008.400
	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	587,346	5,380,089.360
ユーロ 小計			ユーロ 60,133,698.300 (8,401,880,327)
香港・ドル	LINK REIT	3,014,392	香港・ドル 186,440,145.200
香港・ドル 小計			香港・ドル 186,440,145.200 (3,331,685,395)
投資証券 合計			97,083,649,867 [97,083,649,867]
合計			97,083,649,867 [97,083,649,867]

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における( )内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における[ ]内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券 30銘柄	100%	50.8%
イギリス・ポンド	投資証券 14銘柄	100%	11.3%
オーストラリア・ドル	投資証券 7銘柄	100%	15.0%
カナダ・ドル	投資証券 1銘柄	100%	2.1%

シンガポール・ドル	投資証券	4銘柄	100%	7.8%
ニュージーランド・ドル	投資証券	1銘柄	100%	0.9%
ユーロ	投資証券	11銘柄	100%	8.7%
香港・ドル	投資証券	1銘柄	100%	3.4%

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

### 「ダイワ」-REITアクティブ・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

### 貸借対照表

	2022年3月7日現在		2022年9月6日現在	
	金額(円)		金額(円)	
資産の部				
流動資産				
コール・ローン		2,242,252,281		2,080,412,166
投資証券	2	118,869,720,700		143,984,661,100
未収入金		393,808,275		303,195,734
未収配当金		1,557,475,797		1,862,140,504
前払金		133,800,000		9,360,000
流動資産合計		123,197,057,053		148,239,769,504
資産合計		123,197,057,053		148,239,769,504
負債の部				
流動負債				
派生商品評価勘定		13,212,000		4,692,000
未払金		827,519,357		140,479,902
未払解約金		15,141,000		212,321,000
流動負債合計		855,872,357		357,492,902
負債合計		855,872,357		357,492,902
純資産の部				
元本等				
元本	1	37,246,762,058		40,916,300,869
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金( )		85,094,422,638		106,965,975,733

元本等合計	122,341,184,696	147,882,276,602
純資産合計	122,341,184,696	147,882,276,602
負債純資産合計	123,197,057,053	148,239,769,504

## 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	自 2022年3月8日 至 2022年9月6日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認められた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認められた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>
3. 収益及び費用の計上基準	<p>受取配当金</p> <p>原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。</p>

## (貸借対照表に関する注記)

区 分	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
1. 1 期首	2021年9月7日	2022年3月8日
期首元本額	35,864,101,166円	37,246,762,058円
期中追加設定元本額	1,535,713,224円	4,283,845,671円
期中一部解約元本額	153,052,332円	614,306,860円
期末元本額の内訳		

ファンド名		
ダイワ・J-REITファンド ( FOFs用 ) ( 適格機関投資家 専用 )	34,403,705,338円	38,079,597,250円
安定重視ポートフォリオ(奇 数月分配型)	10,555,829円	9,416,201円
インカム重視ポートフォリオ ( 奇数月分配型 )	9,197,863円	8,331,568円
成長重視ポートフォリオ(奇 数月分配型)	44,539,364円	41,696,103円
6資産バランスファンド(分 配型)	85,449,344円	77,823,633円
6資産バランスファンド(成 長型)	231,143,516円	208,277,314円
世界6資産均等分散ファンド ( 毎月分配型 )	23,688,636円	21,712,948円
ダイワ資産分散インカムオー プン( 奇数月決算型 )	27,350,664円	24,763,789円
DCダイワ・ワールドアセッ ト(六つの羽/安定コース)	331,914,716円	335,450,191円
DCダイワ・ワールドアセッ ト(六つの羽/6分散コー ス)	423,978,915円	440,540,760円
DCダイワ・ワールドアセッ ト(六つの羽/成長コース)	618,287,517円	671,776,946円
DCダイワJ-REITアク ティブファンド	274,361,283円	256,172,167円
ライフハーモニー(ダイワ世 界資産分散ファンド)(成長 型)	59,910,549円	53,584,791円
ライフハーモニー(ダイワ世 界資産分散ファンド)(安定 型)	20,064,500円	18,040,997円
ライフハーモニー(ダイワ世 界資産分散ファンド)(分配 型)	100,903,746円	93,286,555円
ダイワ・アクティブJリー ト・ファンド(年4回決算 型)	581,710,278円	575,829,656円
計	37,246,762,058円	40,916,300,869円
2. 期末日における受益権の総数	37,246,762,058口	40,916,300,869口

3. 2 差入委託証拠金代用有価証券	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 投資証券 1,069,800,000円	先物取引に係る差入委託証拠金代用有価証券として以下のとおり差入を行っております。 投資証券 1,136,100,000円
--------------------	---	---

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の状況に関する事項

区 分	自 2022年3月8日 至 2022年9月6日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動等)、信用リスク、流動性リスクであります。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所(外国の取引所)における不動産投信指数先物取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項 についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	2022年9月6日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。

	<p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
--	--

## （有価証券に関する注記）

## 売買目的有価証券

種 類	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）	当期間の損益に 含まれた評価差額（円）
投資証券	10,062,494,348	4,072,011,767
合計	10,062,494,348	4,072,011,767

（注） 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間（2021年11月11日から2022年3月7日まで、及び2022年5月11日から2022年9月6日まで）を指しております。

## （デリバティブ取引に関する注記）

## ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

## 不動産投信関連

種 類	2022年3月7日 現在				2022年9月6日 現在			
	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等		時価 (円)	評価損益 (円)
	(円)	うち 1年超			(円)	うち 1年超		
市場取引								
不動産投信 指数先物取引								
買 建	2,254,680,000	-	2,241,600,000	13,080,000	2,414,160,000	-	2,409,600,000	4,560,000
合計	2,254,680,000	-	2,241,600,000	13,080,000	2,414,160,000	-	2,409,600,000	4,560,000

## （注） 1. 時価の算定方法

不動産投信指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。

原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 不動産投信指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

## 4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2022年3月7日現在	2022年9月6日現在
1口当たり純資産額	3,2846円	3,6143円
(1万口当たり純資産額)	(32,846円)	(36,143円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資証券	エスコンジャパンリート	2,162	261,602,000	
	サンケイリアルエステート	9,848	959,195,200	
	SOSILA物流リート投	4,212	653,281,200	
	日本アコモデーションファンド投資法人	4,363	2,962,477,000	
	森ヒルズリート	17,388	2,729,916,000	
	産業ファンド	9,258	1,691,436,600	
	アドバンス・レジデンス	13,211	4,815,409,500	
	ケネディクス・レジデンシャル・ネクスト投資法人	26,437	5,887,519,900	
	A P I 投資法人	7,323	3,181,843,500	
	G L P 投資法人	58,848	9,721,689,600	
	コンフォリア・レジデンシャル	7,419	2,477,946,000	
	日本プロロジスリート	24,625	8,544,875,000	
	ONEリート投資法人	4,068	1,105,682,400	
	イオンリート投資	22,671	3,586,552,200	
	ヒューリックリート投資法	18,131	3,009,746,000	
	日本リート投資法人	6,271	2,376,709,000	
	積水ハウス・リート投資	38,714	3,275,204,400	
	トーセイ・リート投資法人	2,930	409,321,000	
	ケネディクス商業リート	9,929	2,827,779,200	
	野村不動産マスターF	46,678	7,753,215,800	
	ラサールロジポート投資	30,576	5,148,998,400	
三井不ロジパーク	6,969	3,728,415,000		
三菱地所物流REIT	6,858	3,216,402,000		
日本ビルファンド	16,832	11,664,576,000		



## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

2022年9月30日

資産総額	451,214,270円
負債総額	449,528円
純資産総額（ - ）	450,764,742円
発行済数量	452,285,467口
1単位当たり純資産額（ / ）	0.9966円

## (参考) ダイワ・外債ソブリン・マザーファンド

## 純資産額計算書

2022年9月30日

資産総額	17,547,086,552円
負債総額	264,204,500円
純資産総額（ - ）	17,282,882,052円
発行済数量	9,454,710,041口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.8280円

## (参考) ダイワ日本国債マザーファンド

## 純資産額計算書

2022年9月30日

資産総額	123,544,588,171円
負債総額	77,430,458円
純資産総額（ - ）	123,467,157,713円
発行済数量	99,305,904,086口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.2433円

## (参考) ダイワ外国ハーモニースtock・マザーファンド

## 純資産額計算書

2022年9月30日

資産総額	1,281,879,583円
負債総額	16,056,601円
純資産総額( - )	1,265,822,982円
発行済数量	342,106,972口
1単位当たり純資産額( / )	3.7001円

## (参考) ダイワ日本ハーモニースtock・マザーファンド

## 純資産額計算書

2022年9月30日

資産総額	1,265,058,285円
負債総額	3,000,000円
純資産総額( - )	1,262,058,285円
発行済数量	859,704,048口
1単位当たり純資産額( / )	1.4680円

## (参考) ダイワ・グローバルREIT・マザーファンド

## 純資産額計算書

2022年9月30日

資産総額	88,380,814,243円
負債総額	367,952,368円
純資産総額( - )	88,012,861,875円
発行済数量	26,540,354,459口
1単位当たり純資産額( / )	3.3162円

## (参考) ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド

## 純資産額計算書

2022年9月30日

資産総額	143,820,288,535円
負債総額	668,327,700円
純資産総額( - )	143,151,960,835円

発行済数量	41,095,078,968口
1 単位当たり純資産額 ( / )	3.4834円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換えの手続き等  
該当事項はありません。

(2) 受益者に対する特典  
ありません。

(3) 譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1 【委託会社等の概況】

##### a. 資本金の額

2022年9月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間ににおける資本金の額の増減：該当事項はありません。

##### b. 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

###### 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

##### イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

##### ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

##### ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

##### ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

##### ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

## 2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2022年9月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	82	283,326
追加型株式投資信託	763	19,985,390
株式投資信託 合計	845	20,268,716
単位型公社債投資信託	86	174,573
追加型公社債投資信託	14	1,379,891
公社債投資信託 合計	100	1,554,464
総合計	945	21,823,179

## 3【委託会社等の経理状況】

- 1．当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- 2．当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。
- 3．財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (1)【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)		当事業年度 (2022年3月31日)	
<b>資産の部</b>				
<b>流動資産</b>				
現金・預金		4,860		3,168
有価証券		333		486
前払費用		237		332
未収委託者報酬		13,150		13,811
未収収益		49		52
関係会社短期貸付金		18,700		24,900
その他		207		45
流動資産計		37,539		42,799
<b>固定資産</b>				
有形固定資産	1	224	1	203
建物		6		4
器具備品		218		198
無形固定資産		1,937		1,770
ソフトウェア		1,882		1,738
ソフトウェア仮勘定		54		31
投資その他の資産		16,121		16,617
投資有価証券		10,159		10,755
関係会社株式		3,705		3,705
出資金		183		177
長期差入保証金		1,068		1,067

繰延税金資産	973	885
その他	30	26
固定資産計	18,283	18,591
資産合計	55,822	61,390

(単位:百万円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
預り金	68	65
未払金	8,405	9,856
未払収益分配金	13	26
未払償還金	39	12
未払手数料	4,734	4,917
その他未払金	2	2
未払費用	3,777	4,246
未払法人税等	804	980
未払消費税等	631	1,016
賞与引当金	950	866
その他	88	2
流動負債計	14,725	17,033
<b>固定負債</b>		
退職給付引当金	2,452	2,399
役員退職慰労引当金	74	13
その他	3	1
固定負債計	2,530	2,415
負債合計	17,256	19,449
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10,574	13,925

利益剰余金合計	10,948	14,299
株主資本合計	37,618	40,969
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	947	971
評価・換算差額等合計	947	971
純資産合計	38,566	41,941
負債・純資産合計	55,822	61,390

## (2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	65,487	74,402
その他営業収益	419	545
営業収益計	65,906	74,948
営業費用		
支払手数料	27,965	31,234
広告宣伝費	624	650
調査費	8,245	9,104
調査費	1,134	1,252
委託調査費	7,110	7,851
委託計算費	1,501	1,729
営業雑経費	1,870	2,051
通信費	240	189
印刷費	478	468
協会費	51	46
諸会費	14	15
その他営業雑経費	1,084	1,331
営業費用計	40,207	44,768
一般管理費		
給料	5,991	5,948
役員報酬	351	306
給料・手当	4,293	4,281
賞与	395	493
賞与引当金繰入額	950	866
福利厚生費	893	867
交際費	32	46
旅費交通費	37	48

租税公課	472	527
不動産賃借料	1,302	1,300
退職給付費用	449	408
役員退職慰労引当金繰入額	28	10
固定資産減価償却費	661	606
諸経費	1,763	1,864
一般管理費計	11,631	11,628
営業利益	14,067	18,551

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	578	327
有価証券償還益	42	40
その他	68	264
営業外収益計	689	631
営業外費用		
投資有価証券売却損	69	59
有価証券償還損	47	0
その他	24	34
営業外費用計	141	93
経常利益	14,616	19,089
特別損失		
システム刷新関連費用	547	-
関係会社整理損失	267	-
投資有価証券評価損	45	331
特別損失計	860	331
税引前当期純利益	13,756	18,757
法人税、住民税及び事業税	4,476	5,950
法人税等調整額	109	69
法人税等合計	4,366	6,019
当期純利益	9,389	12,738

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 10,564	△ 10,564	△ 10,564
当期純利益	-	-	-	9,389	9,389	9,389
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△ 1,175	△ 1,175	△ 1,175
当期末残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△ 363	△ 363	38,430
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 10,564
当期純利益	-	-	9,389
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,311	1,311	1,311
当期変動額合計	1,311	1,311	136
当期末残高	947	947	38,566

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	10,574	10,948	37,618
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 9,388	△ 9,388	△ 9,388
当期純利益	-	-	-	12,738	12,738	12,738
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	3,350	3,350	3,350
当期末残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	947	947	38,566
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 9,388
当期純利益	-	-	12,738
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	24	24	24
当期変動額合計	24	24	3,374
当期末残高	971	971	41,941

## 注記事項

（重要な会計方針）

### 1．有価証券の評価基準及び評価方法

#### （1）子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

#### （2）その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

### 2．固定資産の減価償却の方法

#### （1）有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 10～18年

器具備品 4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与及び上席参事についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

5. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

(1) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用する予定であります。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

## （会計方針の変更に関する注記）

## （収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

## （未適用の会計基準等）

- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）

## (1) 概要

投資信託の時価の算定及び注記に関する取扱い並びに貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いが定められました。

## (2) 適用予定日

2023年3月期の期首より適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用による財務諸表に与える影響については、現時点で評価中であります。

## （貸借対照表関係）

## 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
建物	35百万円	37百万円
器具備品	259百万円	283百万円

## 2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
未払金	3,473百万円	4,694百万円

## 3 保証債務

前事業年度(2021年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,727百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2022年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,900百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合計	2,608	-	-	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	10,564	4,050	2020年 3月31日	2020年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年6月22日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	9,388百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	3,599円
基準日	2021年3月31日
効力発生日	2021年6月23日

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				

普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通株式	9,388	3,599	2021年 3月31日	2021年 6月23日

### (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

剰余金の配当の総額	12,737百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	4,883円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月24日

## (金融商品関係)

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に係る業務を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### 市場リスクの管理

##### ( ) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

( ) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、2019年7月4日公表の企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「2019年適用指針」という。）第26項に従い経過措置を適用した有価証券、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2021年3月31日）

(1) 時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券(1)	85	-	-	85
資産合計	85	-	-	85

(1) 2019年適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券333百万円、投資有価証券9,406百万円は上記の表に含めておりません。

(2) 時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、コマーシャル・ペーパー、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度（2022年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券（1）	66	-	-	66
資産合計	66	-	-	66

（1）2019年適用指針第26項に従い経過措置を適用し、有価証券486百万円、投資有価証券10,022百万円は上記の表に含めておりません。

（2）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。なお、2019年適用指針第26項に従い経過措置を適用している有価証券は、公表されている基準価額によっていることからレベルを付しておりません。保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式等	666	666
子会社株式	1,677	1,677
関連会社株式	2,027	2,027

（有価証券関係）

1．子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2021年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 1,677百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度（2022年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額 1,677百万円）及び関連会社株式（貸借対照表計上額 2,027百万円）は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2．その他有価証券

## 前事業年度(2021年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	85	55	30
(2) その他	7,179	5,697	1,481
小計	7,265	5,752	1,512
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,561	2,721	160
小計	2,561	2,721	160
合計	9,826	8,474	1,352

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 当事業年度(2022年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	66	55	11
(2) その他	6,755	4,917	1,838
小計	6,822	4,972	1,850
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	3,753	4,208	454
小計	3,753	4,208	454
合計	10,575	9,180	1,395

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

## 3. 売却したその他有価証券

## 前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) その他 証券投資信託	5,353	578	69
合計	5,353	578	69

## 当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) その他 証券投資信託	1,719	327	59

合計	1,719	327	59

#### 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、関係会社株式について267百万円、証券投資信託について45百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について331百万円の減損処理を行っております。

#### (退職給付関係)

##### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

##### 2. 確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,574百万円	2,452百万円
勤務費用	155	152
退職給付の支払額	378	303
その他	101	98
退職給付債務の期末残高	2,452	2,399

#### (2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,452百万円	2,399百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,452	2,399
退職給付引当金	2,452	2,399
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,452	2,399

## (3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度	当事業年度
	(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
勤務費用	155百万円	152百万円
その他	108	67
確定給付制度に係る退職給付費用	263	219

## 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度186百万円、当事業年度189百万円であります。

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度	当事業年度
	(2021年3月31日)	(2022年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	750	734
賞与引当金	243	227
未払事業税	170	213
投資有価証券評価損	128	144
システム関連費用	155	111
出資金評価損	94	94
その他	298	437
繰延税金資産小計	1,841	1,963
評価性引当額	254	356
繰延税金資産合計	1,586	1,607
繰延税金負債		
連結法人間取引(譲渡 益)	159	159
その他有価証券評価差額 金	453	562
繰延税金負債合計	612	722
繰延税金資産の純額	973	885

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

## 前事業年度(2021年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## 当事業年度(2022年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## （収益認識関係）

## （１）顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が74,402百万円、その他545百万円であります。

## （２）収益を理解するための基礎となる情報

（重要な会計方針）の４．収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

## （３）顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

## （セグメント情報等）

## 〔セグメント情報〕

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

## 〔関連情報〕

## １．サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## ２．地域ごとの情報

## （１）営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## （２）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## ３．主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## 〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

## 〔報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報〕

該当事項はありません。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

## ( 関連当事者情報 )

## 1 . 関連当事者との取引

## (ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取 (注)	19,300 0	関係会社短期貸付金 -	18,700 -

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取 (注)	19,000 0	関係会社短期貸付金 受取利息関係 会社	24,900 0

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

## (イ) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
----	--------	-----	-------------------	-------	-----------------------	-----------	-------	---------------	----	---------------

子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,727	-	-
-----	--	-----------	-----	---------	-----------	------	---------	-------	---	---

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

## 当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有直接100.0	経営管理	債務保証(注)	1,900	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

## (ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

## 前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料(注2) 不動産の賃借料(注4)	14,917 527	未払手数料 長期差入保証金	3,321 1,054
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研ビジネス・イノベーション	東京都江東区	3,000	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発	ソフトウェアの購入(注3)	883	未払費用	179
同一の親会社をもつ会社	大和プロパティ(株)	東京都中央区	100	不動産管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借料(注4)	527	-	-

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

(注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料(注2)	15,348	未払手数料	3,028
						本社ビルの管理	不動産の賃借料(注3)	1,062	長期差入保証金	1,054
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守(注4)	1,065	未払費用	91

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

## 2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1株当たり純資産額	14,784.79円	1株当たり純資産額	16,078.50円
1株当たり当期純利益	3,599.54円	1株当たり当期純利益	4,883.43円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益(百万円)	9,389	12,738
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2022年4月1日付で、定款について次の変更を致しました。

- ・ 監査役の人数の変更（4名以内から5名以内に変更）

b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

	名 称	資本金の額 (2022年03月末日現在)	事業の内容	備考
受託会社	三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	(注6)	
再信託受託会社	株式会社日本カストディ銀行	51,000百万円	(注6)	
販売会社	株式会社関西みらい銀行	38,971百万円	(注3)	
投資顧問会社	コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インク	543千米ドル (2021年12月31日現在)		

(注1) 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(注2) 主として中小企業向け融資業を営んでいます。

(注3) 銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(注4) 全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

(注5) 協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

(注6) 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(注7) 信用金庫法に基づく金融業を営んでいます。

(注8) 保険業法に基づき損害保険業を営んでいます。

(注9) 保険業法に基づき生命保険業を営んでいます。

(注10) 全国の農業協同組合、漁業協同組合、森林組合などの協同組織の全国金融機関として、余裕資金の効率運用と資金の需給調整、当該協同組織の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。

(注11) 労働金庫連合会は、労働金庫法に基づき設立された労働金庫の系統中央金融機関です。

(注12) 農業協同組合法に基づき信用事業等を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行いません。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

再信託受託会社は、受託会社と再信託契約を締結し、信託事務の一部（信託財産の管理等）を行いません。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行いません。

## 3【資本関係】

該当事項はありません。

## 第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

(提出年月日)	(書類名)
2022年3月22日	臨時報告書
2022年5月31日	有価証券届出書、有価証券報告書
2022年6月20日	臨時報告書

**独立監査人の監査報告書**

2022年5月23日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬	友未
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	深井	康治

**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第63期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

**財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

**独立監査人の監査報告書**

2022年10月28日

大和アセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 深井 康治指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 竹内 知明**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている世界6資産均等分散ファンド（毎月分配型）の2022年3月8日から2022年9月6日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、世界6資産均等分散ファンド（毎月分配型）の2022年9月6日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**監査意見の根拠**

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**その他の記載内容**

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか

か検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。